

第3次 渋川市地域福祉活動計画

令和6年度～令和10年度



令和6年3月

社会福祉法人 渋川市社会福祉協議会

はじめに

渋川市では、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの衰退などにより、ひとり暮らし高齢者やダブルケア、ひきこもり問題をはじめとした多くの地域福祉課題を抱えております。

このような状況のなかで、渋川社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的組織として、誰もが住み慣れた地域において、生きがいや夢を持ち、健康で安心して暮らしていける「地域共生社会」を目指し、第3次地域福祉活動計画を策定しました。

この計画は、時代の変化に即した、地域福祉推進の具体的な行動計画であり、行政はもとより、渋川市に暮らす全ての人が力を合わせ推進していくことを念頭に策定したものであります。

笑顔あふれるより良い地域をつくり、そして未来へつなげていくために皆様のご協力とご参加をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言を賜りました「渋川市地域福祉活動計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、関係団体やご協力いただきました皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人 渋川市社会福祉協議会

会長 萩原 進



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 基本的視点	3
第2章 地域福祉を取り巻く状況	4
第1節 地域福祉を取り巻く社会状況	4
第2節 国の動向	6
第3節 統計データから見る本市の状況	8
第4節 市民意識調査結果	14
第5節 各地区関係団体との意見交換概要	33
第6節 地域助け合い活動推進協議体(第2層)意見聴取結果	35
第7節 福祉活動に関する関係者アンケート調査結果	38
第8節 あったらしいな BOX 集計結果	44
第9節 第2次活動計画の評価(令和4年度時点)	46
第10節 課題のまとめ	50
第3章 計画の基本的な考え方	52
第1節 基本理念	52
第2節 基本目標	52
第3節 計画の体系	53
第4章 具体的施策	54
施策の方向1-1 ボランティアの育成・支援	54
施策の方向1-2 地域活動の支援	56
施策の方向1-3 支え合い活動の構築	58
施策の方向2-1 相談支援体制の充実	62
施策の方向2-2 情報収集・情報発信の充実	65
施策の方向3-1 生活支援体制の充実	67
施策の方向3-2 組織・連携の強化	70
第5章 計画の推進	72
第1節 計画の推進体制	72
第2節 計画の進行管理	72

資料編.....	73
1 渋川市地域福祉活動計画策定要綱.....	73
2 渋川市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	74
3 策定経過.....	75

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1980年代以降、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの福祉は、それぞれの分野で発展し、専門的な支援が提供されるようになってきました。一方で、このような縦割りの支援では十分に対応できない、制度のすき間から生まれる課題や複雑化・複合化した課題が次第に現れてきました。

例えば、買い物難民やごみ屋敷、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題、老老介護、介護と育児を同時に担うダブルケア、子どもが家族の世話などで負担を強いられているヤングケアラーが挙げられます。

こういった課題は、近年の人口減少や少子高齢化、ライフスタイル及び社会構造の変化によって、家庭や地域、職場といった共同体の機能が低下したことが要因と考えられます。

また、それによって、日頃のちょっとした困りごとに手助けが得られない、相談する相手がいないうという人が増え、支援を必要としながら社会的に孤立して助けを求められずに課題が深刻化しています。

このような縦割りの福祉分野では対応が難しい、複雑化・複合化した課題ですが、福祉の専門の人たちの協力がなければ解決できないと思われる一方で、周囲の人のちょっとした手助けで解決できることも少なくありません。複雑化・複合化した課題の解決を目指すためには、地域が一体となって取組む必要があり、今後ますます、地域福祉の推進は欠かせないものとなります。

また、地域福祉を推進するためには、誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく生き生きと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題に対して、互いを尊重し協力しながら、解決を目指して取組み、地域をより良いものにしていこうとする考え方(互助)が不可欠です。

さらに、今後は、地域における人や生活の多様性、社会構造を底支えするため、「地域共生社会」の考え方も重要となっていきます。

「地域共生社会」とは、若い人も高齢の人も障害のある人も、同じ地域で暮らす一人ひとりとして、「受け手」「支え手」という関係を超え、自分ができることを行って互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って元気に安心して暮らしていける社会のことです。

つまり、地域で暮らす人やボランティア、福祉団体、行政、社会資源が世代や分野を超えてつながりあって、住民一人ひとりの生活に向き合い、地域を共に創っていくことが、これからの地域福祉の形となります。

これまで、渋川市社会福祉協議会(以下「渋川市社協」という。)では、平成26年3月に「渋川市地域福祉活動計画」(以下「第1次活動計画」という。)を、平成31年3月に「第2次渋川市地域福祉活動計画」(以下「第2次活動計画」という。)を策定し、地域に根ざした福祉活動の推進を図ってきました。

本計画は、近年の社会経済動向や地域福祉を取り巻く状況の変化、第2次活動計画までの実績を踏まえながら、本市に暮らす一人ひとりが、地域社会を担う一員として、自分たちの地域について考え、みんなで「福祉のまちづくり」を進めていくための行動計画として策定しました。

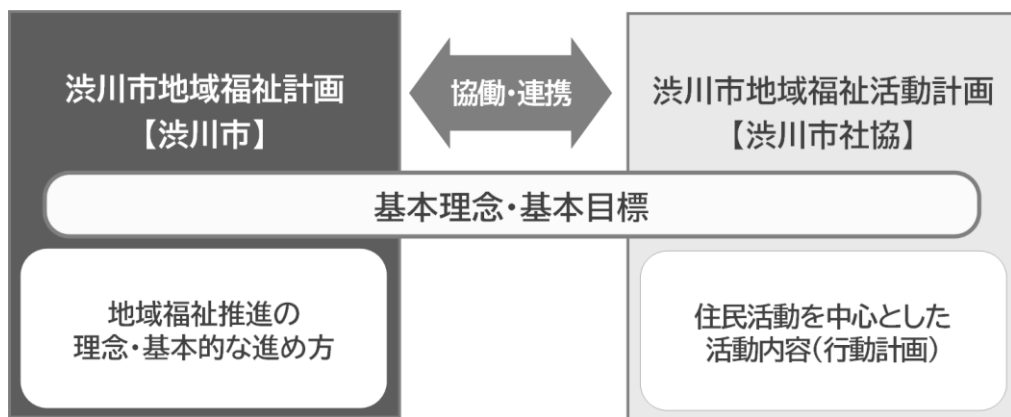
第2節 計画の位置づけ

澁川市社協と澁川市は、相互に協働・連携し、生活課題の把握とその解決に向け、取組みます。そのため、澁川市社協が策定する澁川市地域福祉活動計画と澁川市が策定する澁川市地域福祉計画で、基本理念と基本目標を共有しつつ、両計画の整合性を図りながら策定しました。

地域福祉活動計画は、地域福祉の向上の実現に向けて、地域福祉活動の活性化に向けた具体的な活動内容を示す計画です。

一方、地域福祉計画は地域福祉の理念や基本的な進め方を示す計画です。この地域福祉活動計画と地域福祉計画がいわば車の両輪となって、両者の連携のもと、本市の地域福祉を推進します。

■地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係



第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。ただし、法改正に伴う各種制度の変更や社会情勢の変化などによる影響をはじめ、地域における新たな問題、ニーズなどが明らかになった場合は、そうした状況に対応した取組みができるよう、計画期間内であっても必要に応じて見直します。

■計画の期間

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
第2次澁川市地域福祉活動計画					第3次澁川市地域福祉活動計画					次期計画				
澁川市地域福祉計画(10年計画)					第2期澁川市地域福祉計画									
									見直し					

第4節 基本的視点

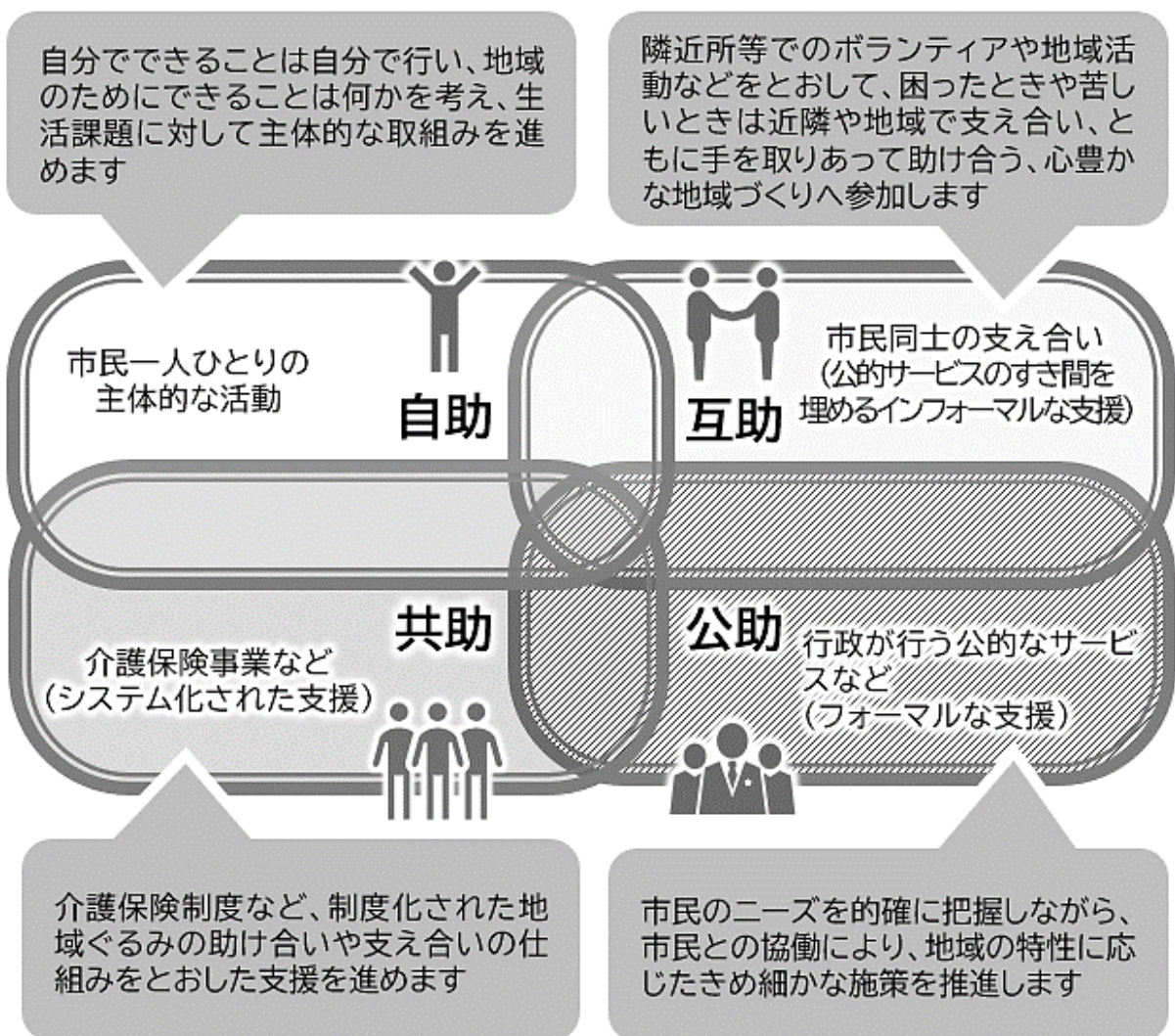
<自助・互助・共助・公助の考え>

地域福祉を推進していくためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を踏まえたうえで「自助」を基本としながら、「互助」「共助」「公助」を組合せつつ取り組んでいくことが重要となります。

また、近年多様化している生活課題の解決に向けては、「公助」である公的サービスだけでなく「互助」や「共助」の役割が大きくなっています。とりわけ、公的サービスのすき間にある日常生活上の心配ごとや困りごとに対して、隣近所や地域のボランティアなど、身近な支え合いである「互助」の重要性は一層増しています。

そこで、本計画では、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つを基本的視点として設定し、『助けてほしい』と『助けてあげたい』がつながり生まれる、「互助」に重点を置いた計画を推進します。

4つの視点の均衡による地域共生社会の実現



第2章 地域福祉を取り巻く状況

第1節 地域福祉を取り巻く社会状況

(1) 今後も続く高齢化と増える高齢者のみの世帯

高齢化率の増加は今後も進み、少子化も大きな改善が見られない状況です。

令和4年には、日本の年齢別人口において最も層の厚い団塊の世代(昭和22から昭和24年生)の人々が75歳を迎え始め、令和7年までに毎年約200万人が75歳以上になると見込まれています。これまでの75歳以上の高齢者数の伸び率は下がるものの、85歳以上の高齢者は、今後も急激に増加していきます。

65歳以上の高齢者数は今後も増え続け、令和24年にピークを迎える予測となっています。

世帯主65歳以上のひとり暮らし世帯と夫婦のみ世帯の合計の割合は、平成27年では一般世帯の約2割ほどでしたが、令和22年には約3割となる見込みとなっています。

また、認知症のひとり暮らしの人も今後増えていくことが予測されます。

(2) 現役世代の急激な減少と担い手の不足

日本の総人口は、平成20年の1億2808万人をピークに減少しています。そして令和2年以降、5年ごとの人口増減率は、65歳以上の増加率の幅よりも、いわゆる現役世代の減少率の方が大きくなっていくと推計されています。

令和22年に全国で必要と見込まれる医療・福祉就業者数は1,070万人と推計されている一方で、確保が見込まれる医療・福祉就業者数は、974万人と推計されており、これまで様々な生産活動やサービス提供に従事していた人材が不足していくと考えられています。

高齢化の状況は地域ごとに異なりますが、将来的な地域ニーズを見越した人材確保が必要となっていきます。

(3) 社会保障費の不足

年金、医療、介護、子ども・子育てなどのための社会保障費は、国全体の高齢化が進むとともに増え続け、税金や借金に頼る分も増えています。年齢が上がるほど、1人あたりの医療や介護の費用は増えるため、令和22年にかけて社会保障費は増え続けるという見通しとなっています。

(4) 人や地域のつながりの変化

核家族化や共働き世帯の増加、生活環境や価値観の多様化が進み、人と人、人と地域のつながりのあり方は大きく変化しています。そのなかで、ひとり暮らしの高齢者世帯、ひきこもり傾向にある若者など、地域とのつながりを失う傾向にある人たちが増加しています。

「日頃のちょっとした手助けが得られない」や「介護や看病で頼れる人がいない」など、生活の支えが必要と思われる高齢者世帯は、過去25年間で3.5倍程度増加しています。

また、今後25年間で更に1.5倍程度増える見込みとなっています。

(5) つながりの重要性の再認識

近年大きな災害が多発していますが、各地域の復興には、その地域の人たちの力が大きな貢献をしています。また、被災経験を契機に、自分でできる身近な支援やボランティア活動に関心を示す人たちも増加しています。

令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の流行(以下「コロナ禍」という。)により、不要不急な外出の自粛要請をはじめとした、全国一斉休校や在宅ワークの推進など、国民生活は大きな変化を強いられ、地域福祉活動にも多大な影響を及ぼしました。

また、コロナ禍において、女性や非正規雇用労働者を中心に休業を余儀なくされる人が多数生じ、生活に困窮する人が増加しました。ほかにも、若者や女性の自殺者の増加やDV相談件数の増加など、新たな社会問題が浮上しました。

これらの社会問題の多くは、人と人とのつながりが断ち切られてしまったことによるもので、助け合い、支え合いといったつながりの重要性について改めて認識されました。

第2節 国の動向

(1) 地域包括ケアシステムの推進

「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が推進されています。

令和元年12月27日には、社会保障審議会介護保険部会において、「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられ、地域共生社会の実現と令和24年への備えとして、介護保険制度の整備や取組みの強化を進めることが必要とされました。

地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の見直し、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備を併せて一体的に取組み、地域共生社会の実現や介護サービス需要の更なる増加・多様化と現役世代(担い手)減少への対応を、目指すべき方向として取り組んでいくことが求められています。

(2) 介護保険制度の展望

令和7年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加え、さらに令和22年を見据えると、介護サービス需要の更なる増加と多様化や、保険者ごとの介護ニーズの差の拡大への対応が求められ、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備についての取組みを推進することが必要となってきます。

さらに、令和22年以降、高齢者の人口の伸びは落ち着くが、現役世代(担い手)が急減するため、総就業者数を増加させるとともに、より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現することが必要となります。

そのためには、今後、多様な就労・社会参加の環境整備や健康寿命の延伸、医療・福祉サービスの改革による生産性の向上、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保について取組み、誰もがより長く、元気に活躍できるような社会の実現を目指す必要があります。

また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、農業、金融、住宅、健康な食事、創薬に視野を広げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていくことも必要とされています。

(3) 地域共生社会の実現に向けた改革

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30年と令和3年に施行されました。

平成30年4月の改正では、地域福祉推進の理念として支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。

また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

令和3年4月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、

参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

(4) 社会福祉連携推進法人制度の創設

改正社会福祉法に基づき、令和4年4月1日から、「社会福祉連携推進法人制度」が施行されました。

社会福祉連携推進法人は、(1)社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、(2)地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、(3)社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設されました。

2法人以上の社会福祉法人等が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組みを通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進することができます。

社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを生かした法人運営が可能となります。

(5) 持続可能な開発目標(SDGs)への対応

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を理念として、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、本計画はこのSDGsの視点を踏まえたものとしします。



第3節 統計データから見る本市の状況

本市では、近年継続的に少子・高齢化が進んでいることに起因して、生産人口が大きく減少するとともに、ひとり暮らし高齢者世帯が大きく増加しています。

また、生活保護法による介護扶助で大きな増加傾向となるなど、公的支援や地域住民による見守りなど、重層的な支援体制の充実が求められる状況となっています。

(1) 人口の状況

令和元年から令和5年にかけて、本市の総人口は77,046人から73,274人へと3,772人減少しています。そのなかで、15歳から64歳の生産人口は42,883人から40,001人に2,882人減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は26,240人から26,474人へと234人増加しています。

■年齢階層別人口の推移

(人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳から14歳	7,923	7,687	7,492	7,275	7,071
15歳から64歳	42,883	41,866	40,950	40,333	39,748
65歳以上	26,240	26,483	26,647	26,550	26,455
65歳から74歳	12,771	13,001	13,203	12,691	12,266
75歳以上	13,469	13,482	13,444	13,859	14,189
総数	77,046	76,036	75,089	74,158	73,274

(%)

0歳から14歳	10.3	10.1	10.0	9.8	9.7
15歳から64歳	55.7	55.1	54.5	54.4	54.2
65歳以上	34.1	34.8	35.5	35.8	36.1
65歳から74歳	16.6	17.1	17.6	17.1	16.7
75歳以上	17.5	17.7	17.9	18.7	19.4

資料: 渋川市(各年 10月1日現在)

平成27年に渋川市が策定した渋川市人口ビジョンにおいて、令和12年の将来人口を73,964人、令和42年の将来人口を60,227人としています。

■総人口の推計

(人)

区分	令和2年	令和12年	令和22年	令和42年
総数	77,566	73,964	70,035	60,227

※令和2年の値は、平成27年に推計した結果のため、実績値との差異がある。

資料: 渋川市人口ビジョン(渋川市の独自推計)

令和2年の高齢化率を地区別に見ると、渋川地区で32.9%と最も小さく、小野上地区で47.2%と最も大きくなっています。

また平成27年度との比較では、いずれの地区も人口減少が進んでおり、そのなかで伊香保地区がマイナス11.3%と、最も減少割合が多くなっています。

■地区別年齢階層別人口(令和2年)

(人)

区分	渋川	伊香保	小野上	子持	赤城	北橘	全体
0歳から14歳	4,497	123	70	1,250	753	868	7,561
15歳から64歳	23,080	1,322	682	5,759	4,680	4,676	40,199
65歳以上	13,697	1,028	673	3,808	3,818	3,260	26,284
総数	41,674	2,541	1,425	10,856	9,277	8,808	74,581

(%)

総数の平成27年比	-3.0	-11.3	-7.9	-4.4	-9.4	-6.3	-3.0
-----------	------	-------	------	------	------	------	------

(%)

0歳から14歳	10.8	4.8	4.9	11.5	8.1	9.9	10.1
15歳から64歳	55.4	52.0	47.9	53.0	50.4	53.1	53.9
65歳以上	32.9	40.5	47.2	35.1	41.2	37.0	35.2

※総数は年齢不詳含むため、各年齢層の合計とは一致しない。

資料:国勢調査

(2) 世帯の状況

令和元年から令和5年にかけて、本市の世帯数は32,347世帯から32,716世帯へと369世帯増加しています。

一方で、1世帯あたり人員は2.38人から2.25人へと0.13ポイント減少しています。

■世帯の推移

(世帯)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	32,347	32,459	32,560	32,661	32,803

(人)

1世帯あたり人員	2.38	2.34	2.31	2.27	2.23
----------	------	------	------	------	------

資料:渋川市(各年10月1日現在)

第2章 地域福祉を取り巻く状況

平成22年から令和2年にかけて、高齢者のいる世帯は14,232世帯から16,202世帯へと1,970世帯増加しています。

また、そのなかで、ひとり暮らし世帯は2,694世帯から4,115世帯へと約1.5倍に、夫婦のみ世帯は3,640世帯から4,413世帯へと約1.2倍に増加しています。

■高齢者のいる世帯の推移

(世帯)

区分	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者のいる世帯	14,232	15,436	16,202
夫婦のみ世帯	3,640	3,495	4,413
ひとり暮らし世帯	2,694	3,415	4,115
一般世帯総数	29,185	28,711	28,993

(%)

高齢者のいる世帯	48.8	53.8	55.9
夫婦のみ世帯	12.5	12.2	15.2
ひとり暮らし世帯	9.2	11.9	14.2
一般世帯総数	100.0	100.0	100.0

※ 夫婦のみ世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

※ ひとり暮らし世帯は、65歳以上の単独世帯

資料：国勢調査

(3) 障害者手帳所持者の状況

平成31年から令和5年にかけて、本市の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳で3,448人から3,217人へと減少しています。

一方、同期間に療育手帳で680人から747人、精神障害者保健福祉手帳で515人から666人へとそれぞれ増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳 所持者数	3,448	3,452	3,385	3,356	3,217
療育手帳 所持者数	680	697	717	730	747
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	515	569	587	621	666

資料：渋川市地域包括ケア課(各年3月31日現在)

(4) 介護保険認定者の状況

平成30年と比較すると、令和4年における本市の介護保険第1号被保険者における認定者数は、微増となっています。

■第1号被保険者の認定者数の推移

(人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
要支援1	520	460	419	444	441
要支援2	529	523	494	507	511
要介護1	886	949	939	1,023	1,027
要介護2	783	805	822	776	775
要介護3	674	641	678	692	674
要介護4	708	708	730	723	755
要介護5	538	547	514	513	499
合計	4,638	4,633	4,596	4,678	4,682

資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

(5) 子どもの状況

平成30年度から令和4年度にかけて、本市の出生数は421人から363人へと減少傾向となっています。

■出生数の推移

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出生数	421	368	363	339	363

資料:渋川市市民課

(6) ボランティア登録者数の状況

平成30年度から令和4年度にかけて、ボランティア団体登録数は、増減しながら、ほぼ横ばいとなっています。一方、個人登録者数は令和2年、令和3年に減少しましたが、令和4年に増加しています。

■ボランティア登録の推移

(件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体登録数	91	98	94	98	93
個人登録数	57	58	47	38	66

資料: 渋川市社協ボランティアセンター

(7) 高齢者の就業状況

令和2年国勢調査による本市の高齢者の労働力人口は7,457人で、高齢者全体26,284人中の28.4%となっています。

年齢別では、65歳から69歳では3,391人(52.5%)、70歳から74歳は2,322人(35.8%)、75歳から79歳は1,024人(21.4%)と、年齢が上がるとともに就業者の割合は低下しています。

■高齢者の就業状況(令和2年)

(人)

区分	総数	労働力人口		
		合計	就業者	完全失業者
65歳から69歳	6,465	3,391	3,288	103
70歳から74歳	6,495	2,322	2,275	47
75歳から79歳	4,790	1,024	1,001	23
80歳から84歳	3,868	495	489	6
85歳以上	4,666	225	225	0
合計	26,284	7,457	7,278	179

(%)

65歳から69歳	100.0	52.5	50.9	1.6
70歳から74歳	100.0	35.8	35.0	0.7
75歳から79歳	100.0	21.4	20.9	0.5
80歳から84歳	100.0	12.8	12.6	0.2
85歳以上	100.0	4.8	4.8	0.0
合計	100.0	28.4	27.7	0.7

資料: 国勢調査

(8) 安全・安心の状況

令和元年度以降、総合相談件数は300件前後で横ばいとなっています。

■総合相談件数の推移

(件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生計	9	10	17	13	10
家族	26	24	28	29	17
職業・生業	8	11	13	10	10
結婚・離婚	14	30	17	25	25
住宅	45	28	35	33	41
財産	79	88	96	97	92
教育・青少年問題	0	0	0	3	0
老人福祉	0	4	1	1	0
事故	10	4	5	5	10
苦情	3	10	8	9	15
法律	38	62	49	55	50
医療	1	2	0	1	2
健康・保健衛生	0	0	0	1	0
成年後見	4	2	2	2	5
福祉サービス	0	1	2	2	1
その他	23	17	15	25	17
合計	260	293	288	311	295

資料: 渋川市社協

平成30年度から令和4年度にかけて、生活保護法による扶助では介護扶助で1,484人から1,892人へと増加傾向となっています。

■生活保護法による扶助状況の推移(延人員)

(人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活扶助	4,815	4,966	5,139	5,264	5,312
住宅扶助	3,994	4,179	4,340	4,506	4,656
医療扶助	入院	584	566	412	458
	入院外	4,217	4,318	4,731	4,740
	小計	4,801	4,884	5,042	5,143
教育扶助	156	121	91	82	77
出産扶助	0	1	0	1	0
生業扶助	38	60	52	49	39
葬祭扶助	3	4	2	0	5
介護扶助	1,484	1,554	1,777	1,891	1,892

資料: 渋川市地域包括ケア課(各年度末現在)

第4節 市民意識調査結果

(1) 調査の概要

令和4年9月8日から9月30日にかけて、市民の福祉観、地域活動への参加状況などの実態を把握し、本計画策定にあたっての基礎資料とすることを目的に、18歳以上の市民3,000人を対象に意識調査を実施しました。

■調査設計

調査地域	渋川市全域
調査対象	市内在住の18歳以上の男女 3,000 人
標本抽出	住民基本台帳から無作為抽出(地区別・年代別・性別)
調査方法	郵送(郵送配布・郵送回収)
調査時期	令和4年9月8日から9月30日

■調査内容

<ul style="list-style-type: none"> (1)あなたのことについて (2)地域でともに支え合う生活のために (3)地域活動・ボランティア活動について (4)地域での防災について (5)福祉に関する情報について (6)福祉に関する施策について (7)地域について あなたが知っていること (8)地域福祉に関する施策について

■回収結果

	全体	地区別						
		渋川	伊香保	小野上	子持	赤城	北橘	地区不明
発送(部)	3,000	1,657	109	61	438	383	352	
回収(件)	1,113	602	38	25	161	149	128	10
回収率(%)	37.1	36.3	34.9	40.9	36.8	38.9	36.4	—

■補足

一部のグラフで示す前回調査の結果は、第2次活動計画における市民意識調査結果です。
(調査時期:平成29年12月1日から12月15日)

なお、以下の結果は、第3次活動計画策定において参考としたものを抜粋して掲載しました。

(2) 主な調査結果

市内の福祉施設や福祉の取組み、組織等の認知状況については、内容まで知っている市民の割合は少ない結果でした。

今後も近所付き合いは親しくしたいとする市民の割合は、前回調査と同様に約8割となっています。大部分の市民が地域のつながりを重視していることがうかがえます。

周囲の人にできる(助けてあげたい)ことと、周囲の人にしてもらいたい(助けてほしい)ことについては、ほとんどの項目において、「助けてあげたい」の割合が、「助けてほしい」の割合を上回っています。

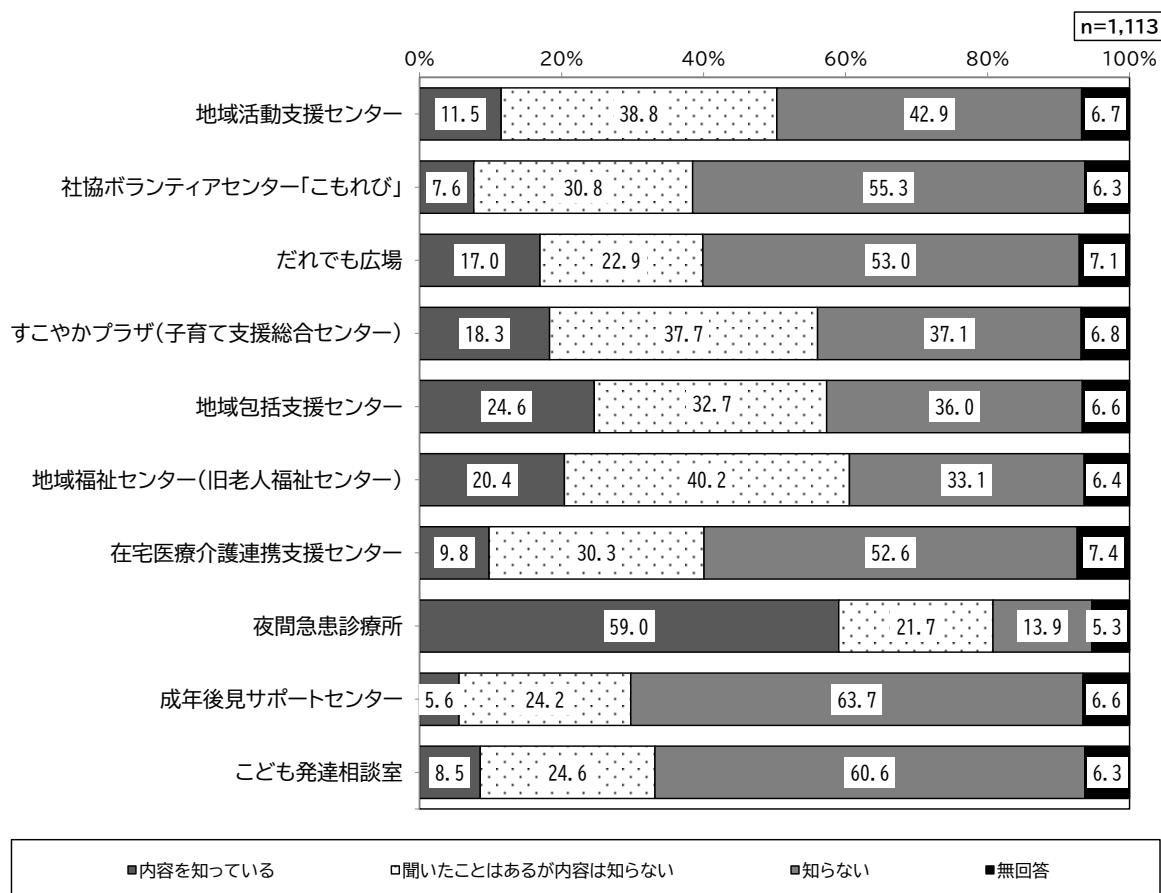
日常生活で困った時の相談については、「相談相手がない」「相談先が分からない」が合わせて6.3%となっています。

地域の誰もが安心して生活するために、渋川市に必要なものについては、移動手段を持たない人が利用できる公共交通の整備と回答した市民が7割を超えています。

① 地域福祉に関わりのある渋川市内の施設の認知状況

地域福祉に関わりのある渋川市の施設などについては、『内容を知っている』の割合が、「夜間急患診療所」が59.0%と最も多く、次いで「地域包括支援センター」が24.6%、「地域福祉センター(旧老人福祉センター)」が20.4%となっています。

『知らない』の割合は、「成年後見サポートセンター」が63.7%と最も多く、次いで「こども発達相談室」が60.6%、「社協ボランティアセンター「こもれび」」が55.3%となっています。

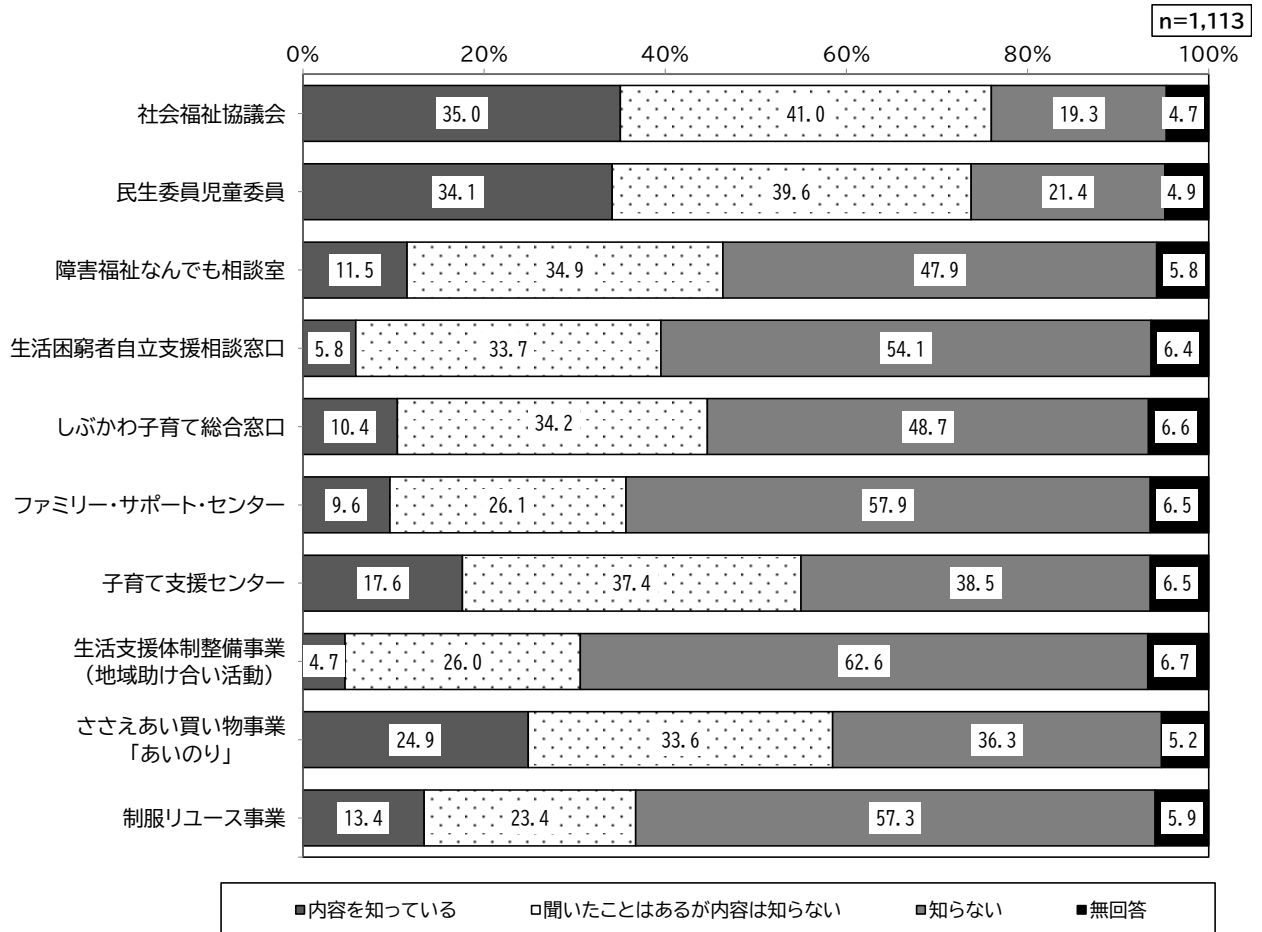


第2章 地域福祉を取り巻く状況

② 地域福祉に関わりのある行政及び渋川市社協の取組み・組織などへの認知状況

地域福祉に関わりのある渋川市の施設などについては、『内容を知っている』の割合が、「社会福祉協議会」が35.0%と最も多く、次いで「民生委員児童委員」が34.1%、「ささえあい買い物事業「あいのり」」が24.9%となっています。

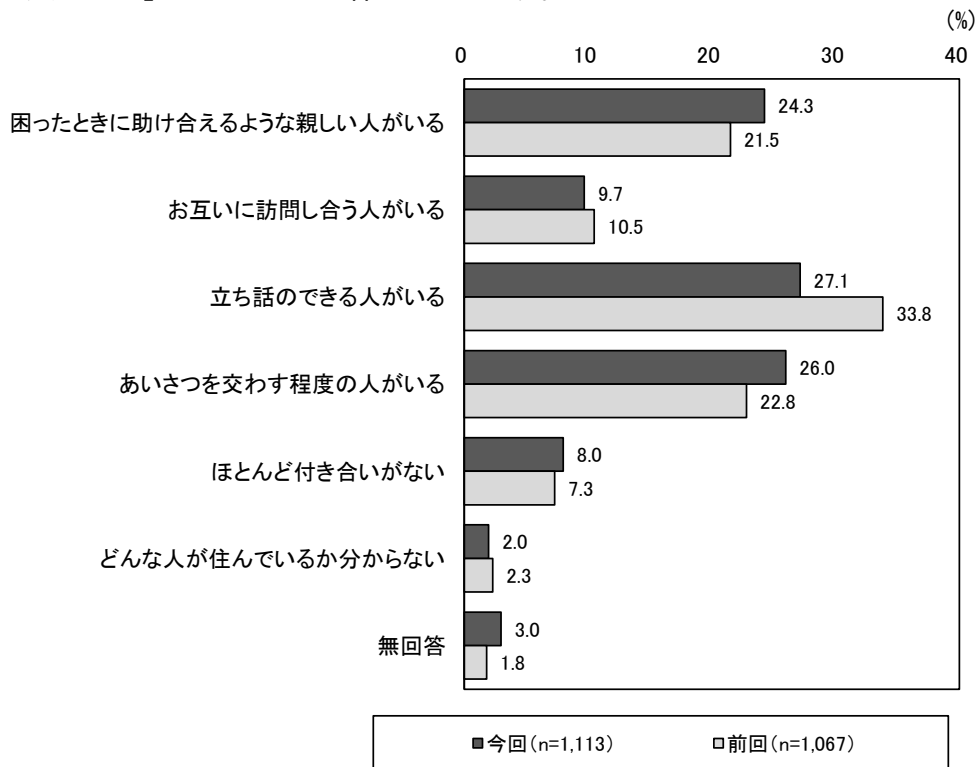
『知らない』の割合は、「生活支援体制整備事業(地域助け合い活動)」が62.6%と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が57.9%、「制服リユース事業」が57.3%となっています。



③ 現在の周囲との付き合い

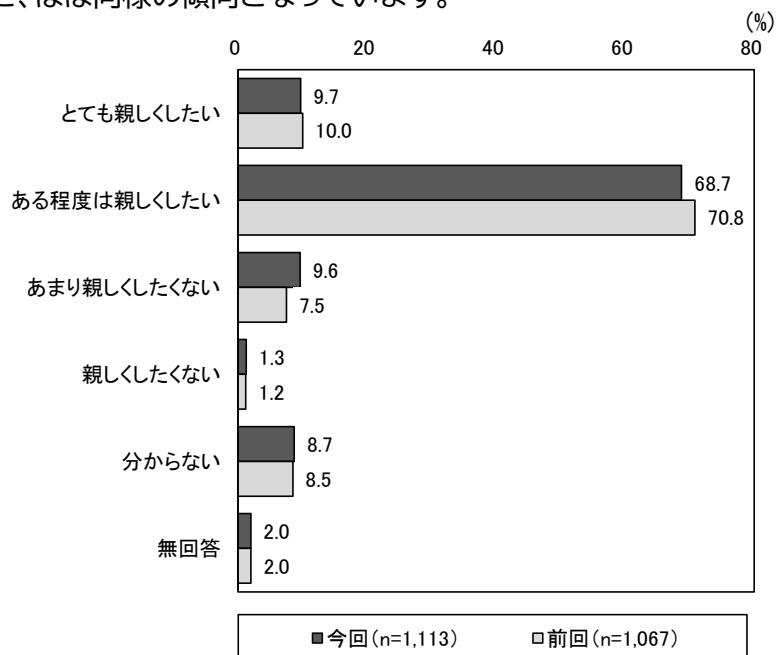
現在周囲にお住まいの人とどのような付き合いをしているかについては、「立ち話のできる人がいる」が27.1%で最も多く、次いで「あいさつを交わす程度の人がある」が26.0%、「困ったときに助け合えるような親しい人がいる」が24.3%となっています。

前回調査と比較すると、「立ち話のできる人がいる」が6.7ポイント減少し、「あいさつを交わす程度の人がある」が3.2ポイント増加しています。



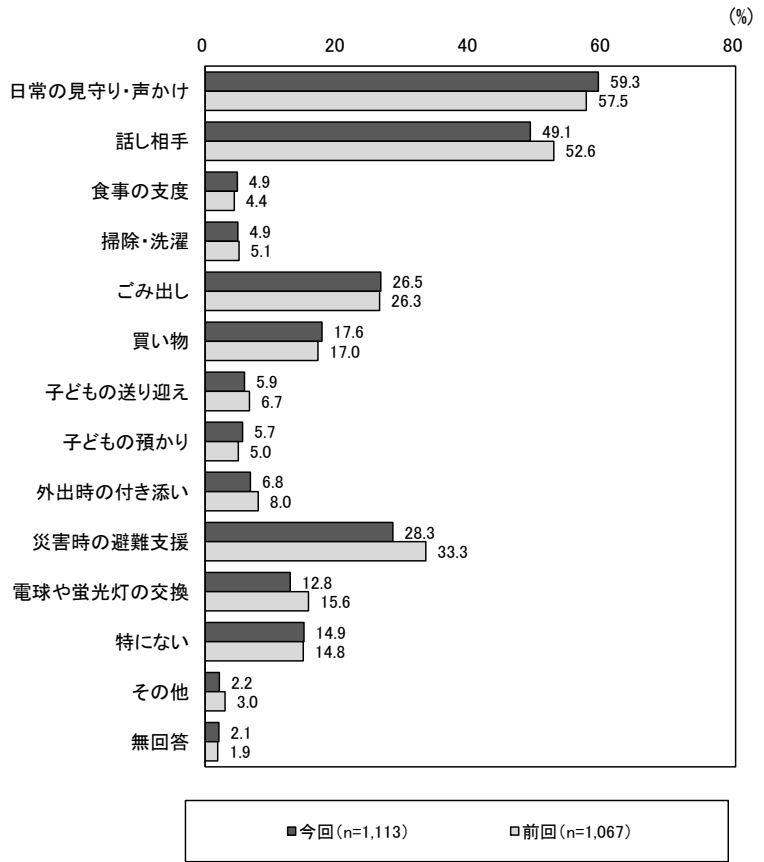
今後周囲との関わりをどのようにしたいかについては、「ある程度は親しくしたい」が68.7%で最も多く、次いで「とても親しくしたい」が9.7%、「あまり親しくしたくない」が9.6%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。

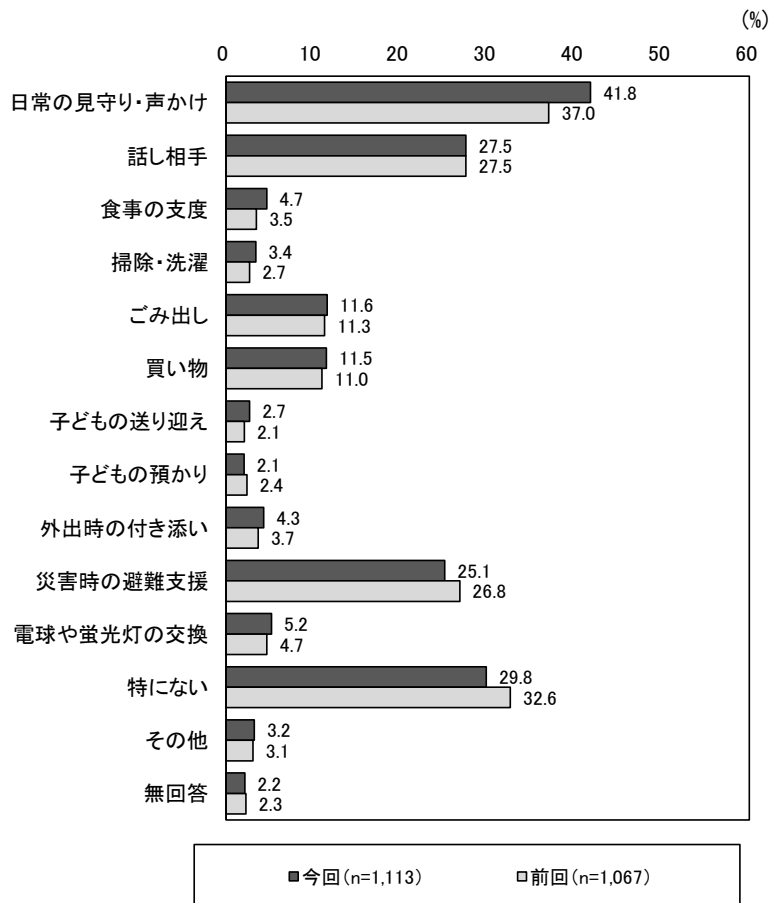


④ 周囲の人にできる(助けてあげたい)ことと、周囲の人にしてもらいたい(助けてほしい)こと
ほとんどの項目において、「助けてあげたい」の割合が、「助けてほしい」の割合を上回っています。

周囲の人にできること
(助けてあげたいこと)



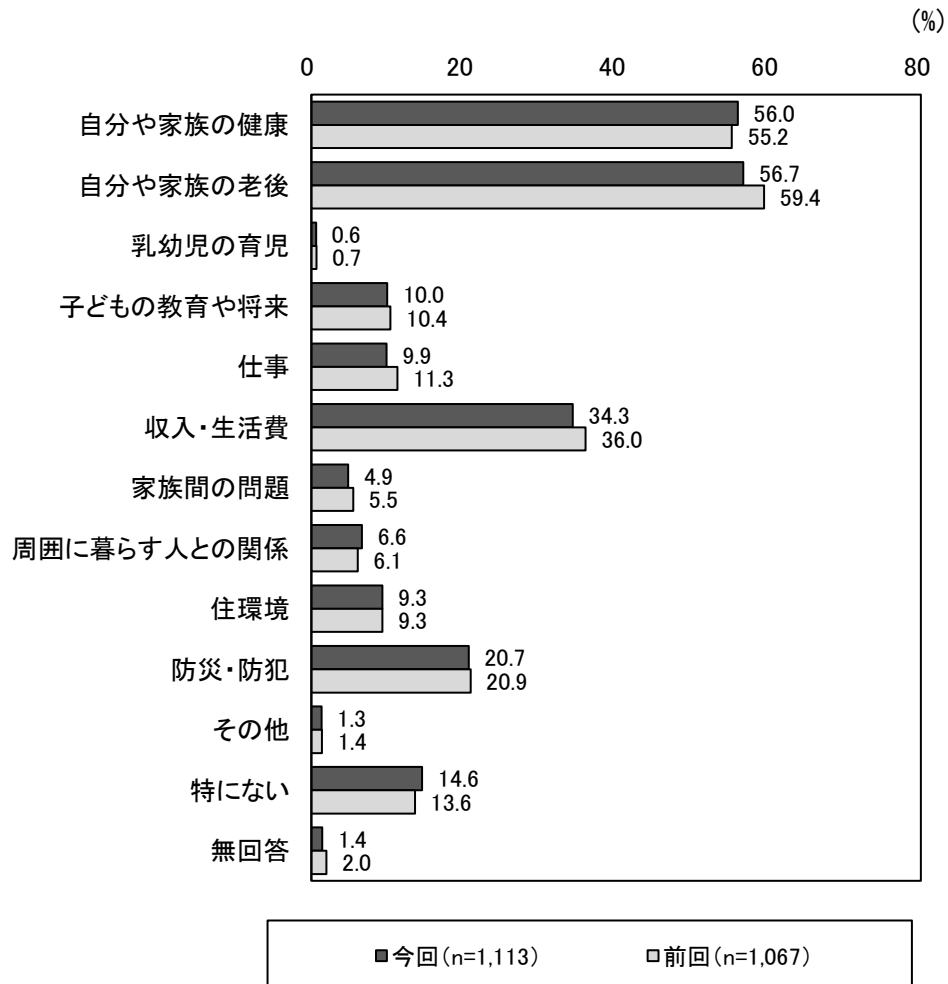
周囲の人にしてもらいたいこと
(助けてほしいこと)



⑤ 日常生活での不安

日常生活で不安を感じていることについては、「自分や家族の老後」が56.7%で最も多く、次いで「自分や家族の健康」が56.0%、「収入・生活費」が34.3%となっています。

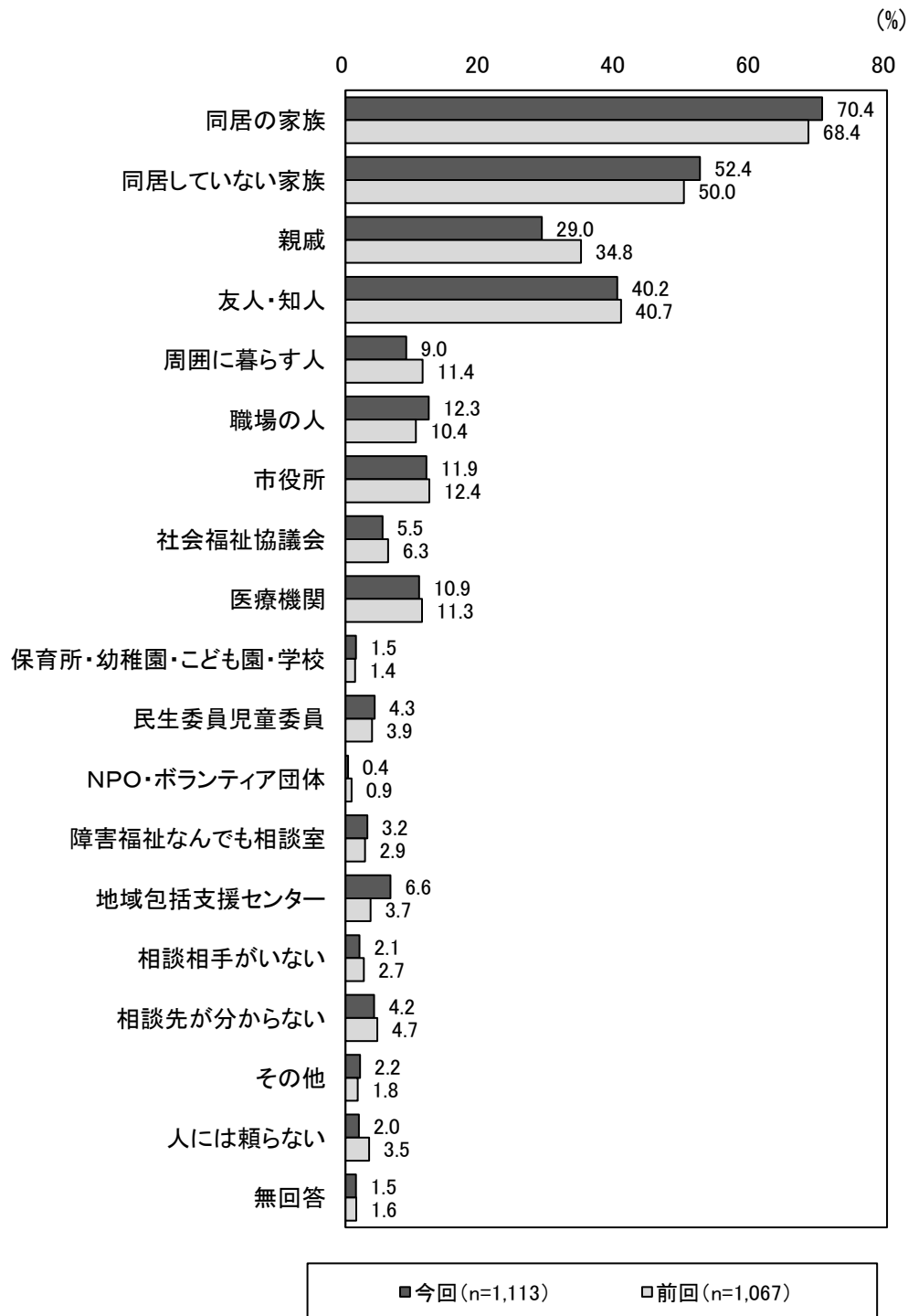
前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。



⑥ 日常生活での相談先

日常生活で困った時、相談するのはどなた(どこ)かについては、「同居の家族」が70.4%で最も多く、次いで「同居していない家族」が52.4%、「友人・知人」が40.2%となっています。

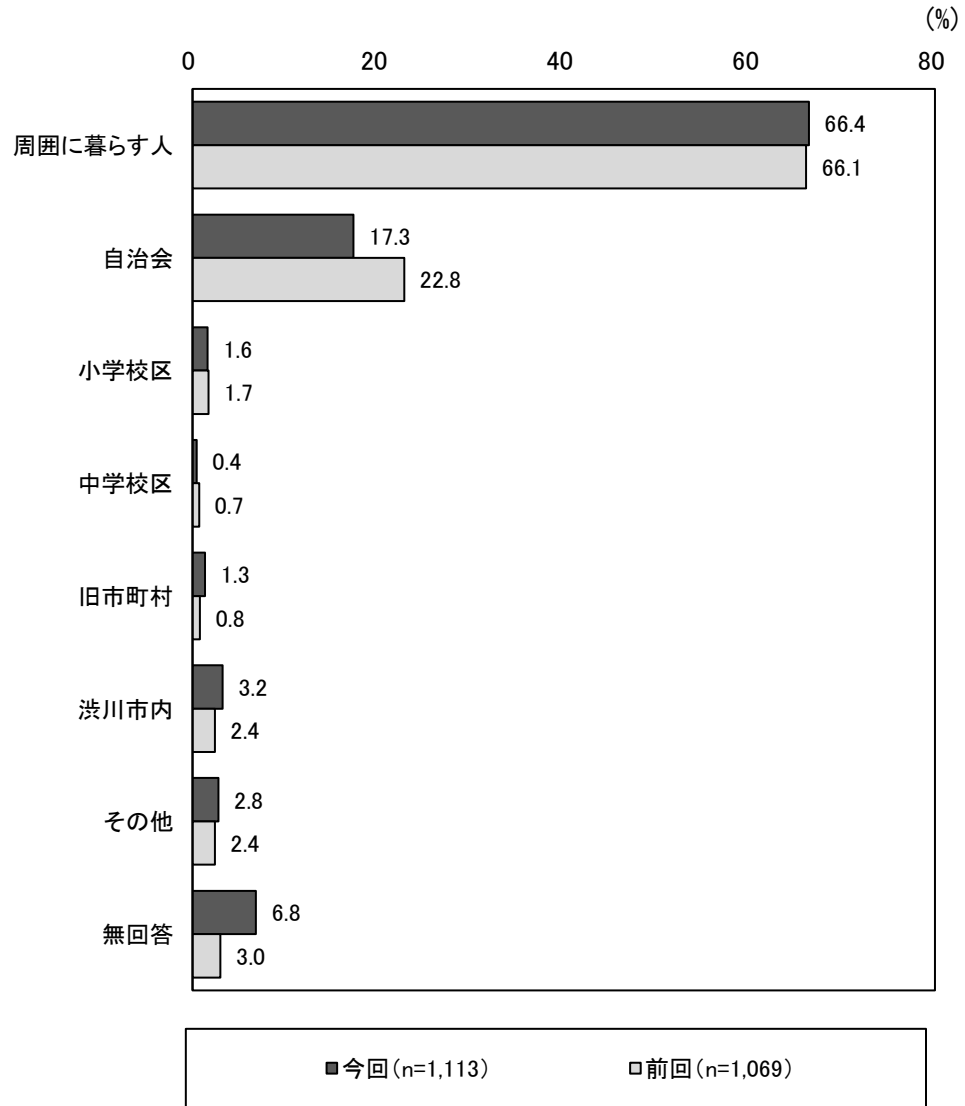
前回調査と比較すると、「親戚」が5.8ポイント減少しています。なお、民生委員児童委員や地域包括支援センターが前回調査より増加しており、地域での認知度が向上しているといえます。



⑦ 助け合える範囲について

住民同士がお互いに助け合える範囲については、「周囲に暮らす人」が66.4%で最も多く、次いで「自治会」が17.3%となっています。

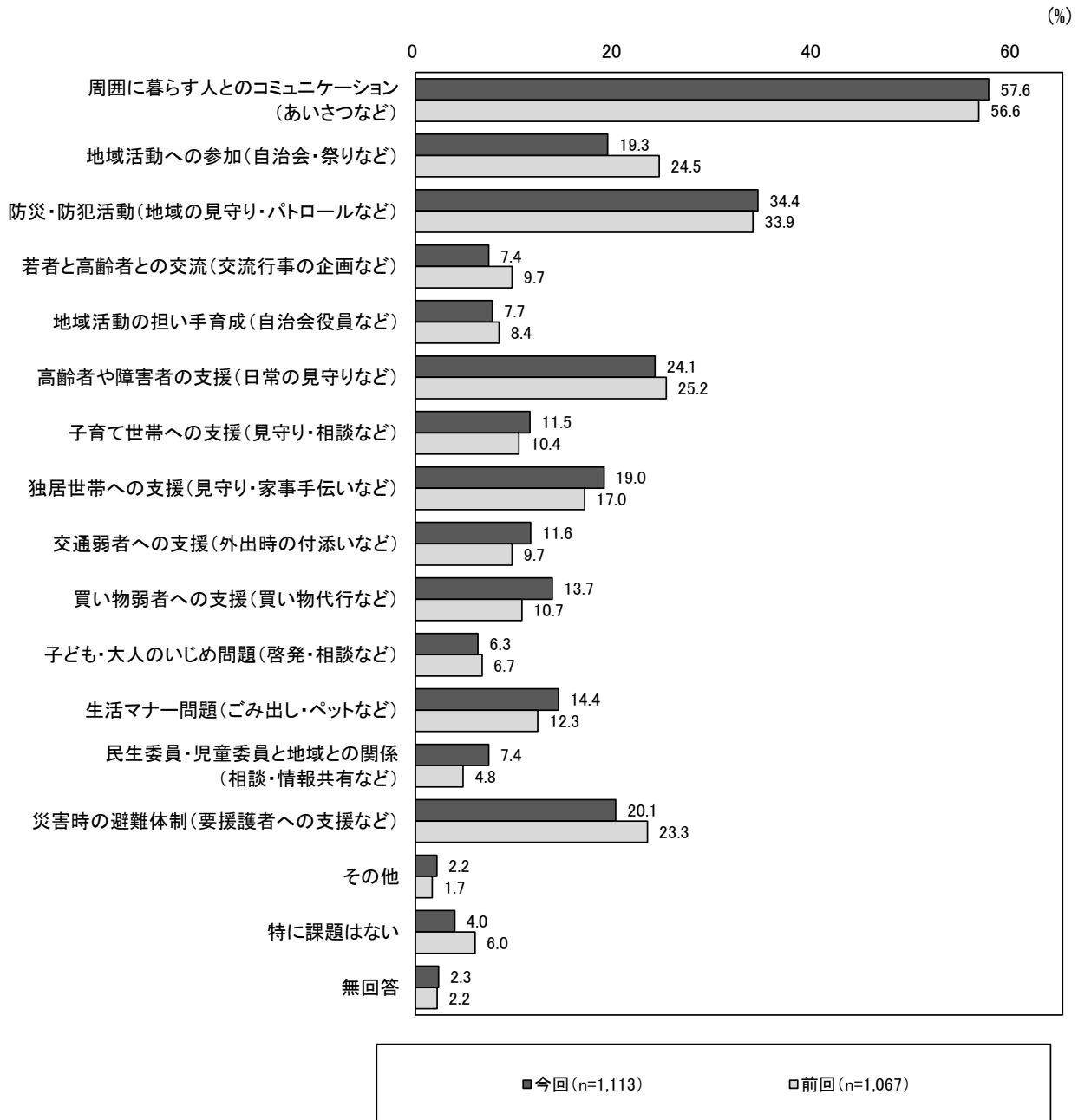
前回調査と比較すると、「自治会」が5.5ポイント減少しています。



⑧ 今後、特に地域で取組むべき課題

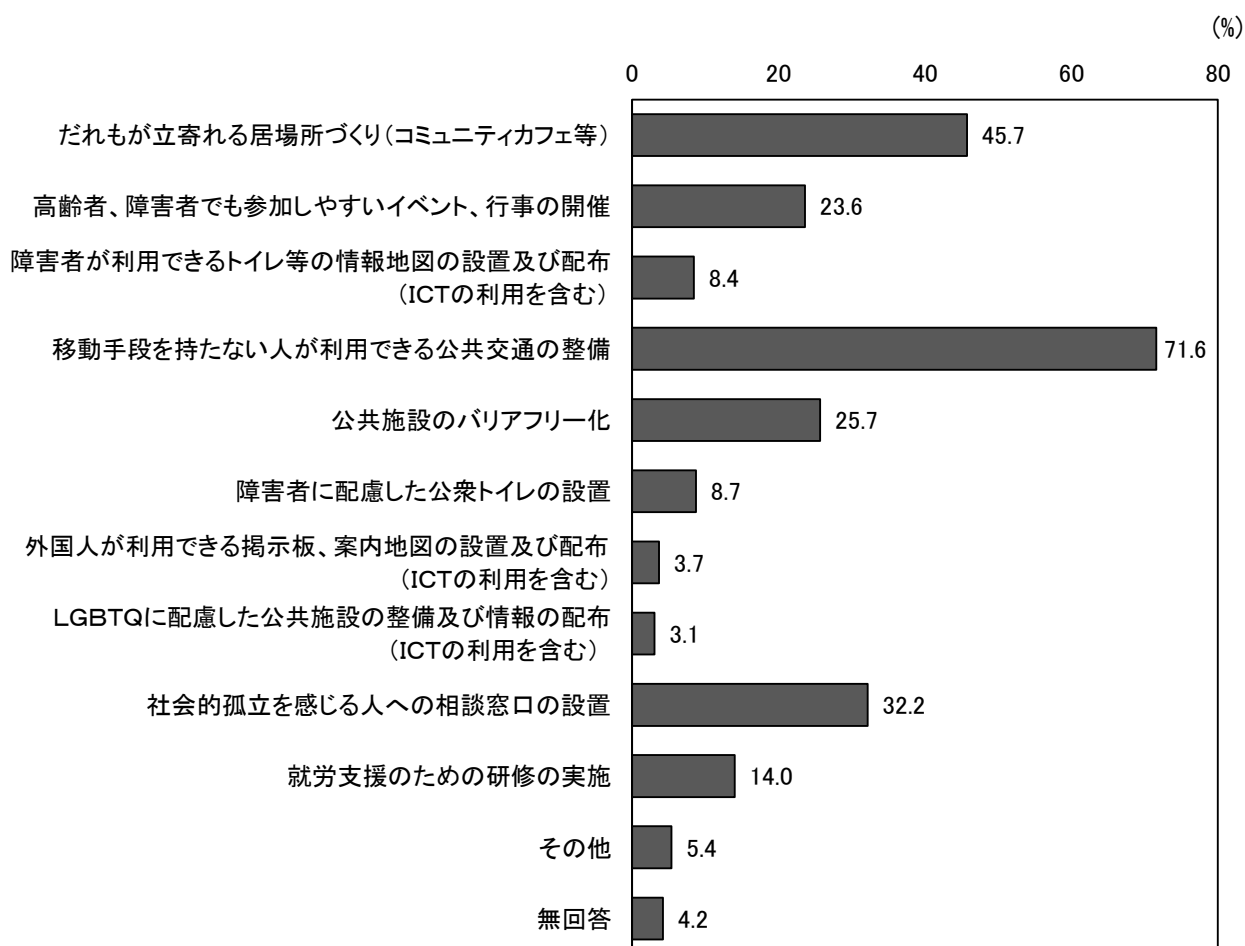
特に地域で取組むべき課題については、「周囲に暮らす人とのコミュニケーション(あいさつなど)」が57.6%で最も多く、次いで「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」が34.4%、「高齢者や障害者の支援(日常の見守りなど)」が24.1%となっています。

前回調査と比較すると、「地域活動への参加(自治会・祭りなど)」が5.2ポイント減少しています。



⑨ 渋川市に必要なもの

安心して生活するために、渋川市に必要なものについては、「移動手段を持たない人が利用できる公共交通の整備」が71.6%で最も多く、次いで「だれもが立寄れる居場所づくり(コミュニティカフェ等)」が45.7%、「社会的孤立を感じる人への相談窓口の設置」が32.2%となっています。

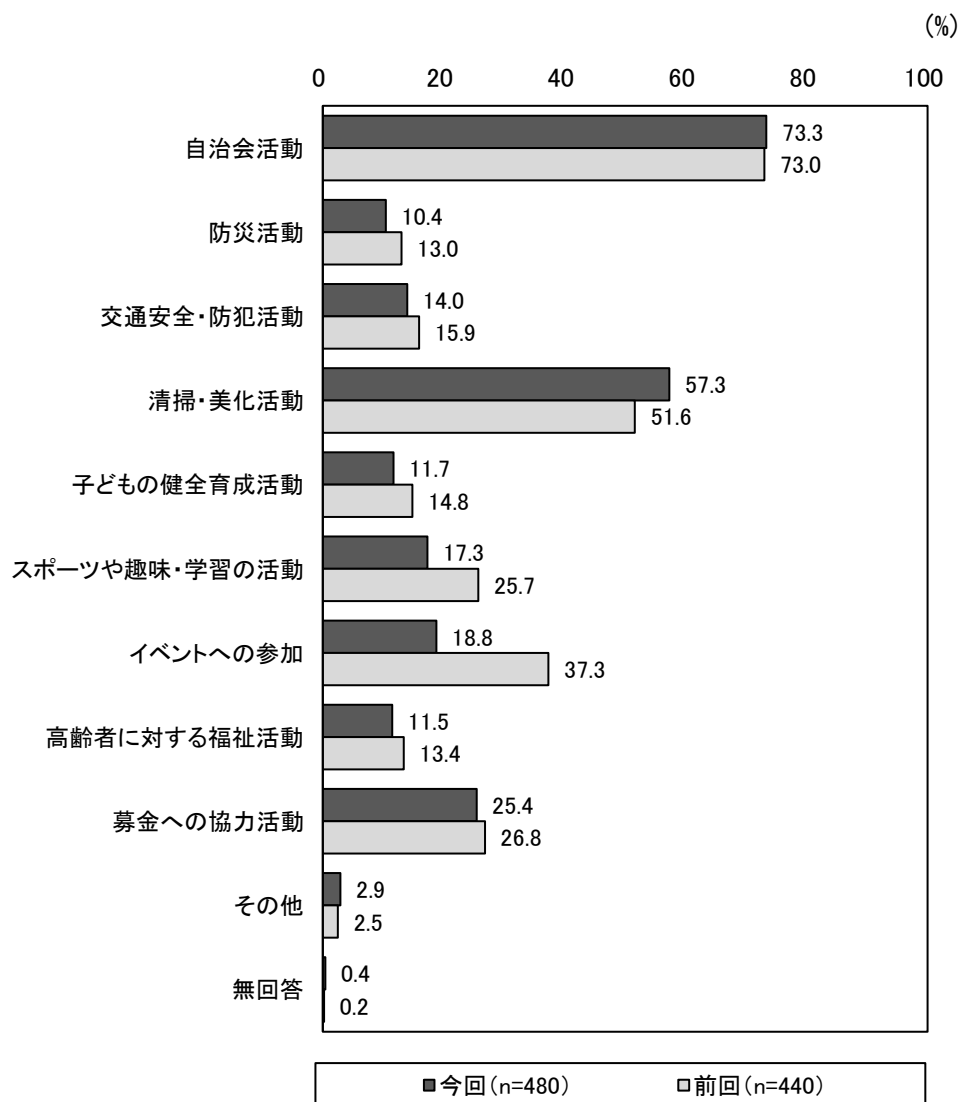


※新設項目のため、今回データのみ掲載しています。

⑩ 地域活動への参加状況

どのような地域活動に参加しているかについては、「自治会活動」が73.3%で最も多く、次いで「清掃・美化活動」が57.3%、「募金への協力活動」が25.4%となっています。

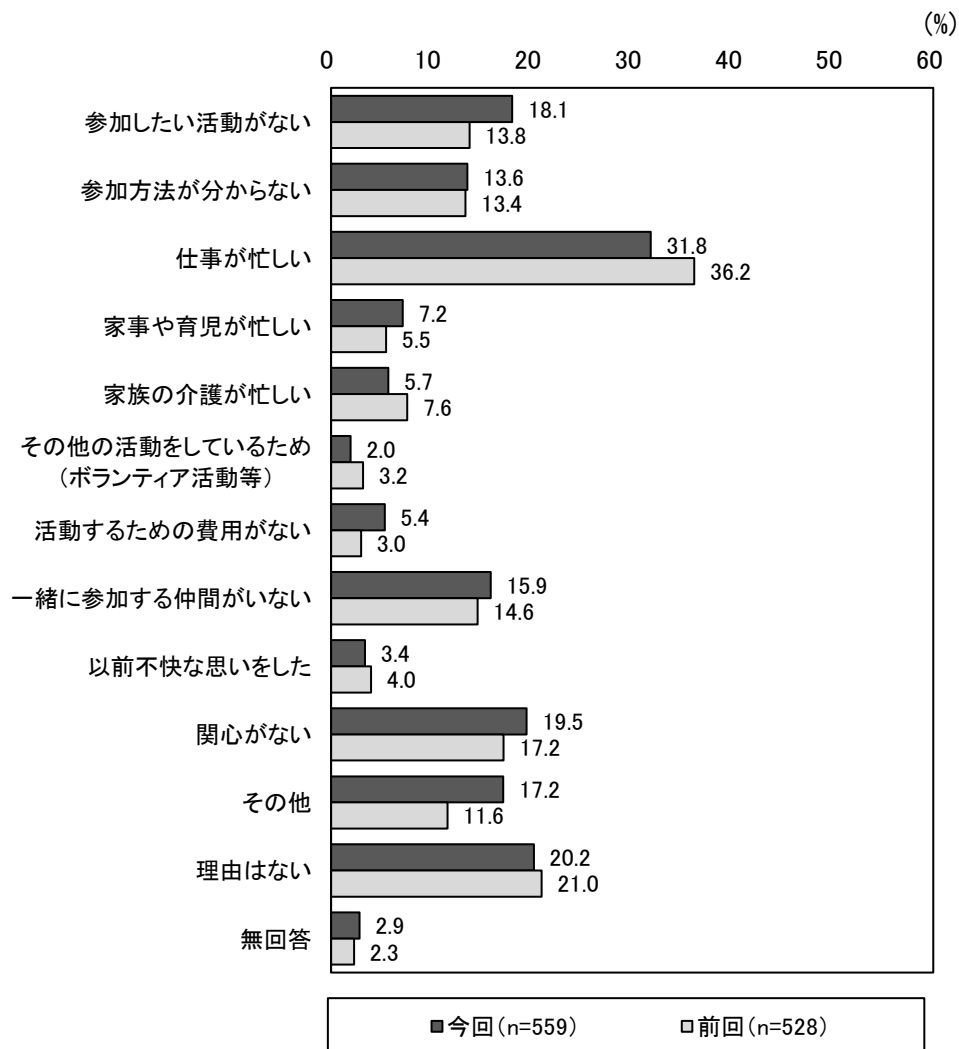
前回調査と比較すると、「清掃・美化活動」が5.7ポイント増加し、「イベントへの参加」が18.5ポイント、「スポーツや趣味・学習の活動」が8.4ポイント減少しています。



⑪ 地域活動不参加の理由

地域活動に参加していない理由については、「仕事が忙しい」が31.8%で最も多く、次いで「理由はない」が20.2%、「関心がない」が19.5%となっています。

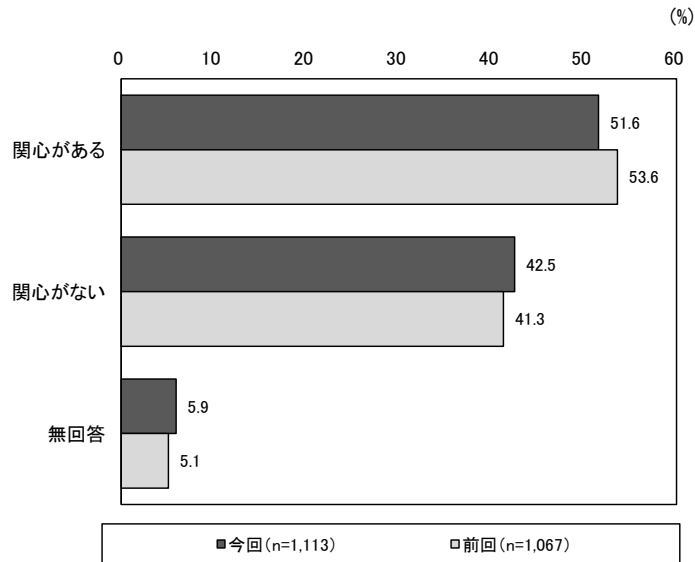
前回調査と比較すると、「参加したい活動がない」が4.3ポイント増加し、「仕事が忙しい」が4.4ポイント減少しています。



⑫ ボランティア活動への関心

ボランティア活動に関心があるかについては、「関心がある」が51.6%で、「関心がない」の42.5%を上回っています。

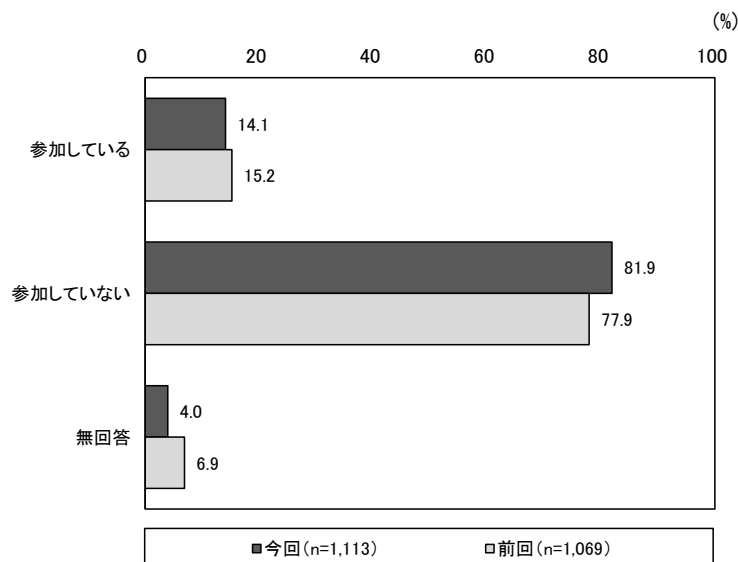
前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。



⑬ ボランティア活動への参加について

ボランティア活動に参加しているかについては、「参加していない」が81.9%で、「参加している」の14.1%を上回っています。

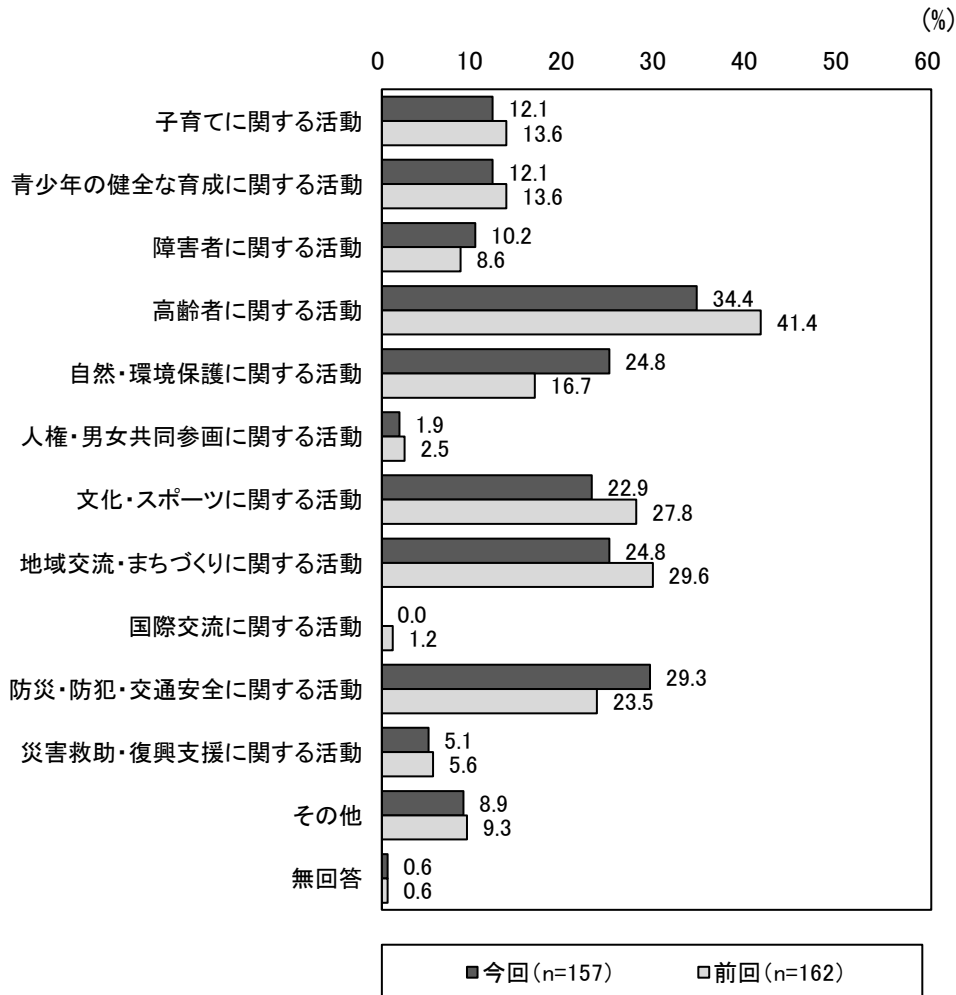
前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。



⑭ ボランティア活動の内容

どのようなボランティア活動に参加しているかについては、「高齢者に関する活動」が34.4%でもっとも多く、次いで「防災・防犯・交通安全に関する活動」が29.3%、「自然・環境保護に関する活動」と「地域交流・まちづくりに関する活動」が、ともに24.8%となっています。

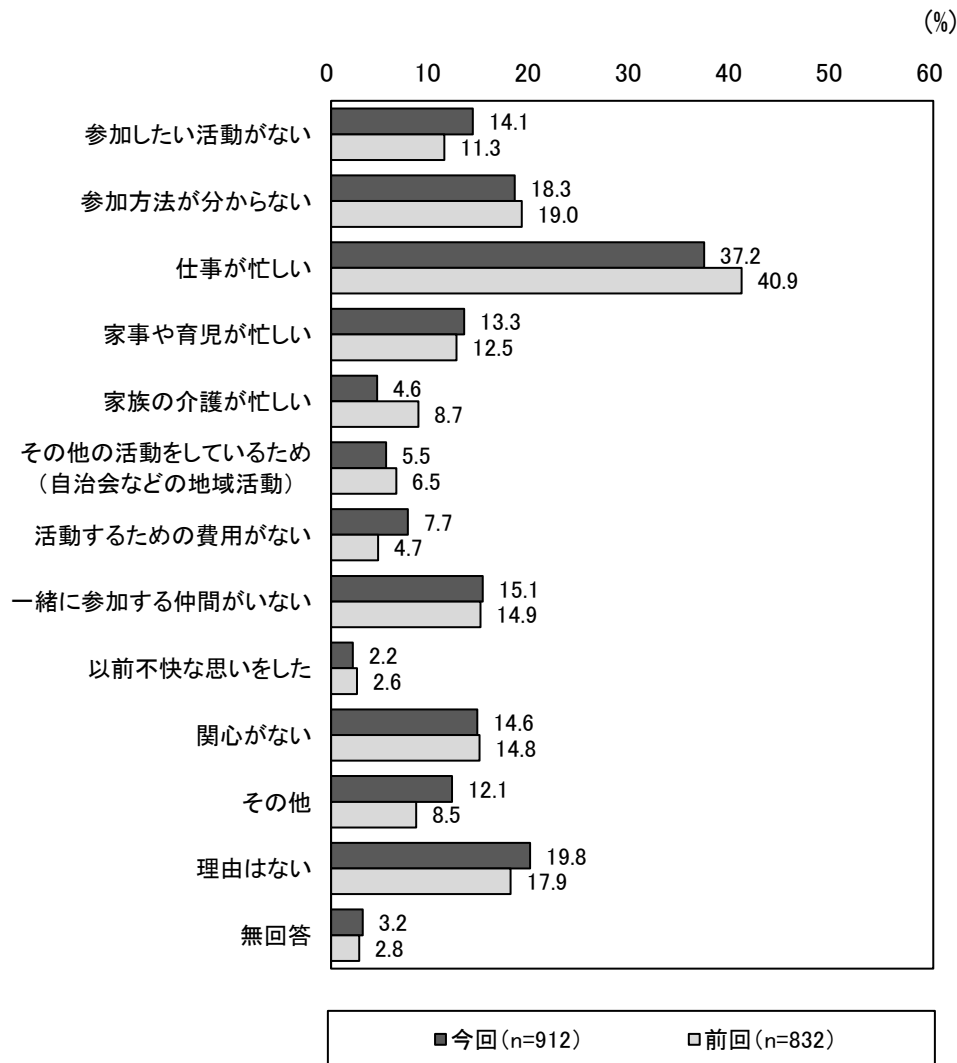
前回調査と比較すると、「自然・環境保護に関する活動」が8.1ポイント、「防災・防犯・交通安全に関する活動」が5.8ポイント増加し、「高齢者に関する活動」が7.0ポイント減少しています。



⑮ ボランティア活動不参加の理由

ボランティア活動に参加していない理由については、「仕事が忙しい」が37.2%で最も多く、次いで「理由はない」が19.8%、「参加方法が分からない」が18.3%となっています。

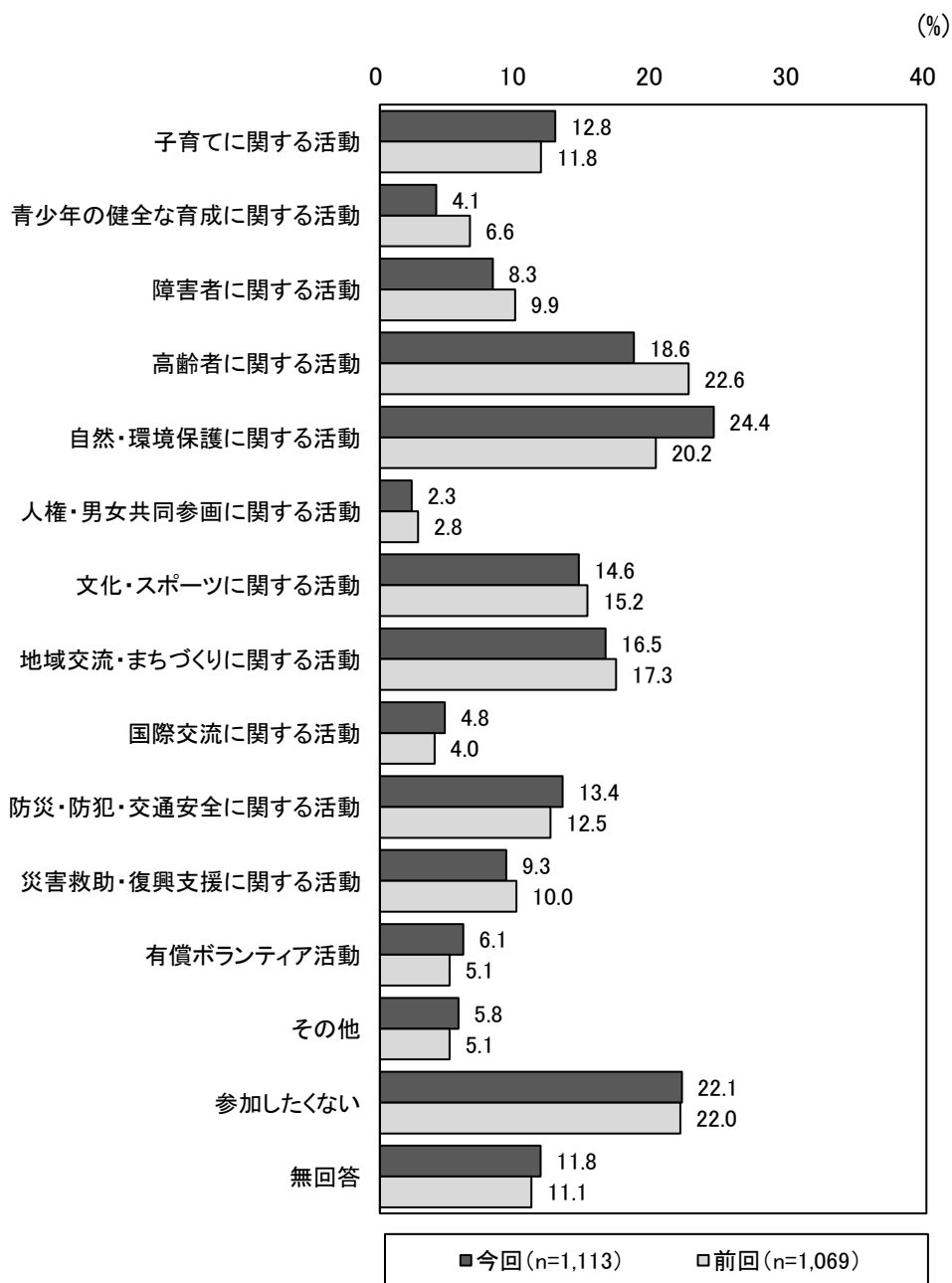
前回調査と比較すると、「活動するための費用がない」が3.0ポイント増加し、「家族の介護が忙しい」が4.1ポイント減少しています。



⑩ 今後参加したいボランティア活動

どんなボランティア活動に参加したいかについては、「自然・環境保護に関する活動」が24.4%で最も多く、次いで「参加したくない」が22.1%、「高齢者に関する活動」が18.6%となっています。

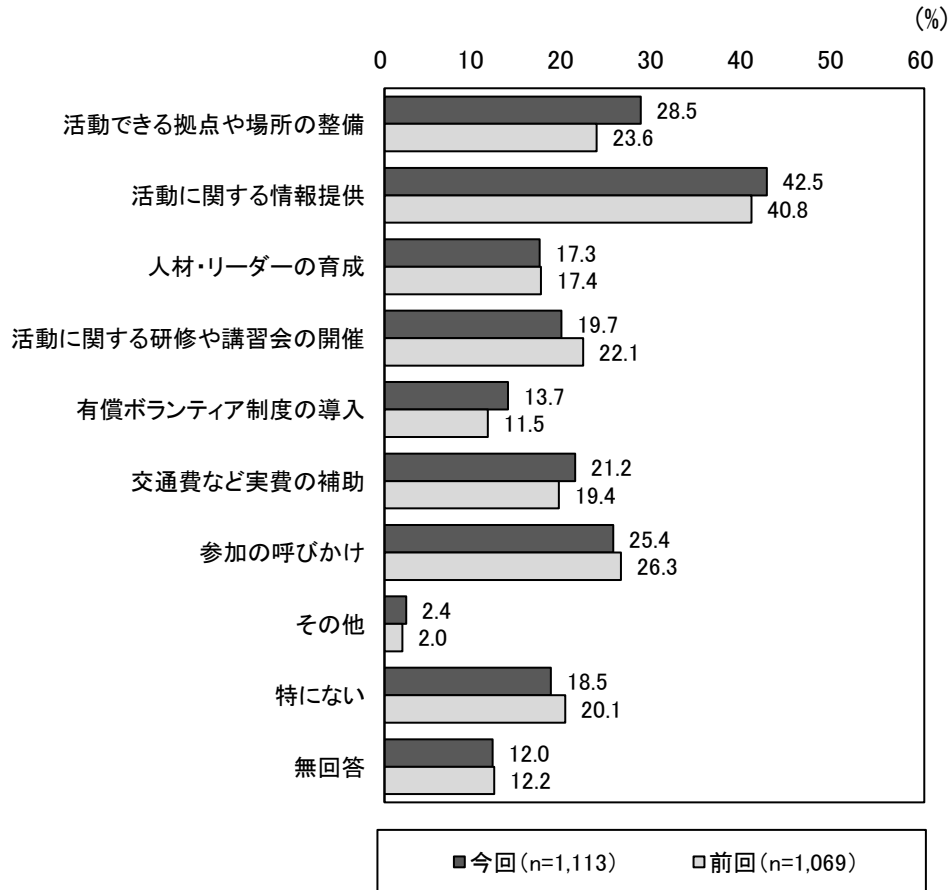
前回調査と比較すると、「自然・環境保護に関する活動」が4.2ポイント増加し、「高齢者に関する活動」が4.0ポイント減少しています。



⑰ 行政・社協に求める支援

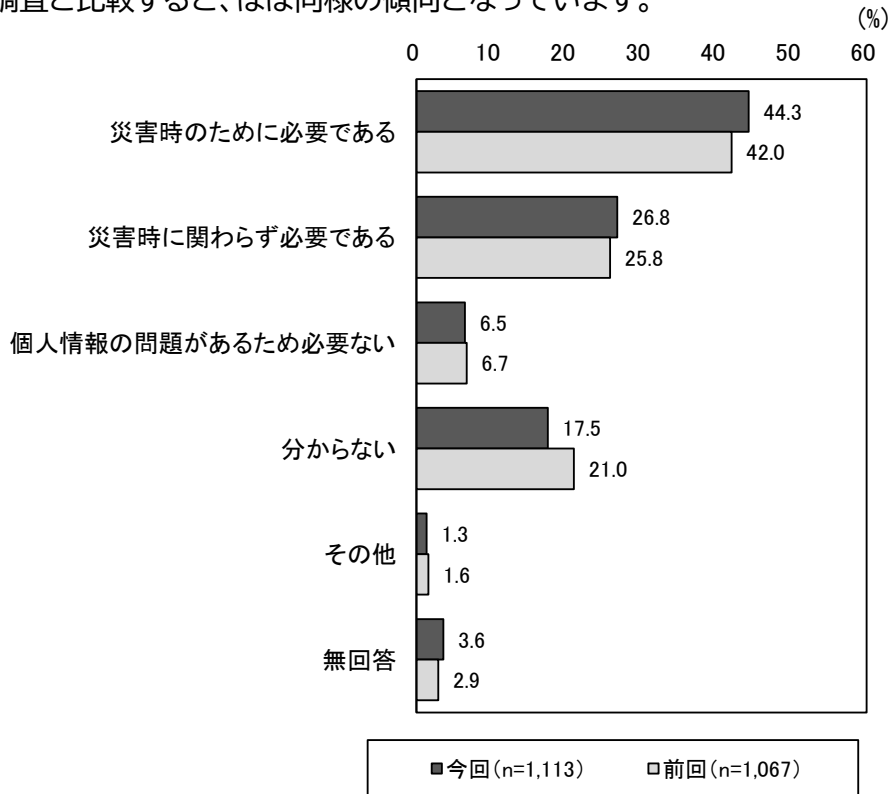
活動に参加するうえで、行政又は社会福祉協議会に支援してほしいことについては、「活動に関する情報提供」が42.5%で最も多く、次いで「活動できる拠点や場所の整備」が28.5%、「参加の呼びかけ」が25.4%となっています。

前回調査と比較すると、「活動できる拠点や場所の整備」が4.9ポイント増加し、「活動に関する研修や講習会の開催」が2.4ポイント減少しています。



⑱ 災害時の情報共有

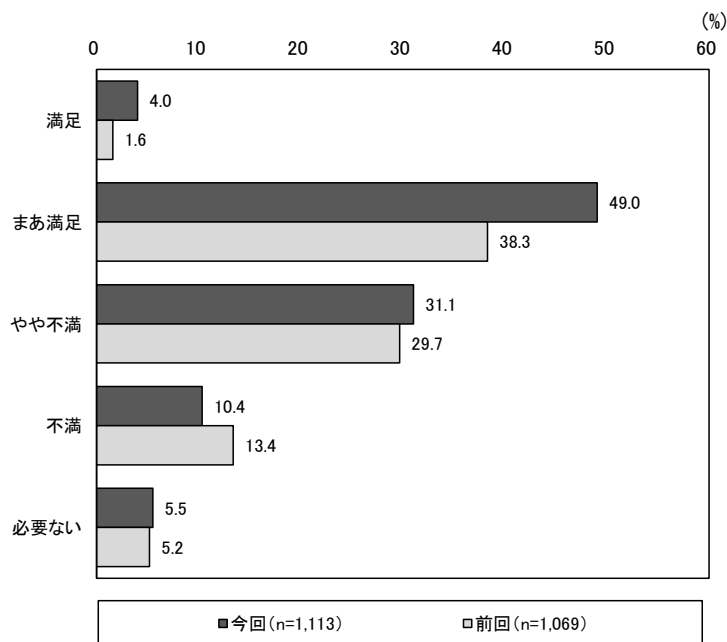
災害時のための個人情報共有については、「災害時のために必要である」が44.3%で最も多く、次いで「災害時に関わらず必要である」が26.8%、「分からない」が17.5%となっており、前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。



⑲ 福祉情報の満足度

福祉の情報についてどの程度満足しているかについては、「まあ満足」が49.0%で最も多く、次いで「やや不満」が31.1%、「不満」が10.4%となっています。

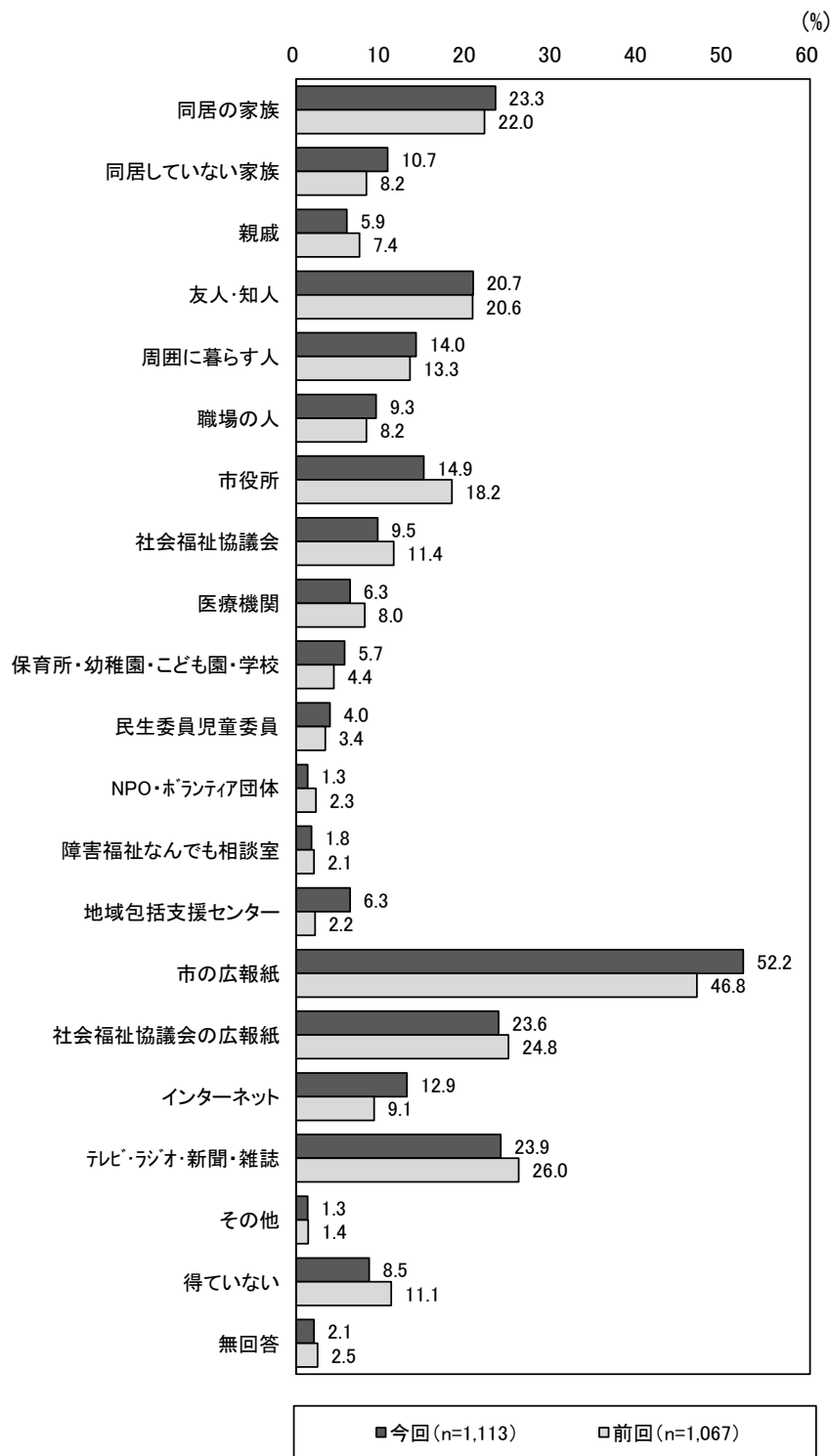
前回調査と比較すると、「まあ満足」が10.7ポイント増加しています。



⑳ 福祉情報の入手先

福祉の情報をどこから得ているかについては、「市の広報紙」が52.2%で最も多く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が23.9%、「社会福祉協議会の広報紙」が23.6%となっています。

前回調査と比較すると、「市の広報紙」が5.4ポイント、「地域包括支援センター」が4.1ポイント増加しています。



第5節 各地区関係団体との意見交換概要

(1) 実施の概要

本計画の策定に向けて、地域福祉に関係する分野で活動する団体・機関における地域福祉の推進に向けた課題等を把握し、計画策定にあたっての基礎資料とするため、意見交換を実施しました。

実施対象	保護司会、人権擁護委員協議会、市内各地区の民生委員児童委員協議会など 地域福祉に関係する12団体・機関
実施方法	意見交換会
実施期間	令和4年8月4日から9月9日

(2) 主な意見など

① 子ども・子育てに関すること

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、子育て世代の交流の機会が減少している。
- ・子どもたちが遊んだり、親たちが交流できる場所(公園・広場)がない。
- ・子育ての不安に関する相談窓口の情報提供や、窓口の一本化など検討してほしい。
- ・他自治体の施策等を参考に、子育て世代が魅力を感じたり、転入してくるような事業をしてほしい。
- ・保育所に子どもを預けるための親の就労条件が厳しい。
- ・不登校の児童生徒が、学校に通えないことで学習に遅れが出ないか心配。また、生活困窮世帯の子どもの学習環境の整備も重要。
- ・家事を手伝うことで学校に行けないような、ヤングケアラーと呼ばれる子どもがおり、その家庭への接触や対応などが難しい。

② 高齢者・障害のある人に関すること

- ・介護保険や配食サービスの利用など、行政に甘えては悪いという意識からサービスを利用しない高齢者もいる。また、自分が利用対象でないと思っている人もおり、啓発・周知が求められる。
- ・独居高齢者のごみ出しが煩雑。地区の道路清掃なども負担になることがある。
- ・スマートフォンやインターネットなどデジタル化が進んでいるが、高齢者の活用に関するサポートも進めてほしい。
- ・高齢者を対象とした補助事業は、経済状況等も踏まえ、使いやすい仕組みにしてほしい。
- ・配食(生活援助食事サービス)について、柔軟に対応してくれている。
- ・認知症の高齢者や、精神障害、知的障害のある人、その家族などの相談・支援体制の充実。

③ 移動・外出環境に関すること

- ・高齢者の移動補助であるタクシー券の利用は、使いやすくなるよう改善されているが、地域によっては、移動距離も長く、既存の補助だけでは対応できない場合もある。
- ・移動支援や買い物支援の事業など、まだ知らない人も多いので PR や情報提供を進めてほしい。
- ・高齢者の運転について、免許返納が話題になるが、返納を行うと日常生活に様々な支障が生じるため、返すに返せない人もいる。
- ・以前は住民健診が各地の集会所単位で受診できたが、現在は保健センターへ集約されている。健診を受診するにも移動手段の確保が難しい。

④ 団体活動の支援や協働に関すること

- ・自治会等、団体活動のスキルアップや意識醸成を目的とした研修会等の実施。
- ・同じ団体で地区ごとに支部が分かれている場合など、横のつながりも意識し、支部ごとにお互いの情報交換を密に行うことで活動の充実につながるのでは。
- ・団体の活動のため、行政、関係機関との連携・情報共有。
- ・高齢化によるボランティア活動の減少傾向や、人口減少による地域団体の担い手不足。

⑤ 福祉全般に関すること

- ・様々な事情で生活保護から外れた又は受給が難しい人でも、生活が苦しい人たちがいる。そういった人たちへの支援も必要ではないか。
- ・40～50代でひきこもりなどの悩みを抱える人の相談窓口があるとよい。
- ・独身者が増加していると聞くと、何か対策はできるのか。
- ・家庭内 DV 等が原因でひとり親家庭になる場合もある。あらかじめ防止するための支援や、女性の権利擁護に関する対策も必要ではないか。

第6節 地域助け合い活動推進協議体(第2層)意見聴取結果

(1) 実施の概要

令和4年8月31日から11月30日にかけて、本計画を策定するにあたり、地域助け合い活動推進協議体(第2層協議体)の活動から見る、渋川市における地域福祉の課題等や改善が必要なことなどについての意見を把握し、計画策定の基礎資料とするため、実施しました。

実施対象	市内各地区の地域助け合い活動推進協議体(第2層協議体)9団体
実施方法	各地区第2層協議体会議での聞き取り調査又は、意見聴取票の配布・回収
実施期間	令和4年8月31日から11月30日

(2) 主な意見など

① 協議体の運営に関すること

- ・協議体活動はボランティアだが、交通費の支給やポイント付与等をしないのか。
- ・地域における協議体活動の認知度が低く、活動に対する理解が得られていない。協議体活動の周知・啓蒙が必要。
- ・協議体の取組みについて、横のつながりや連携が少ないため、市全体の動きが見えない。渋川市全体で連携できるよう整理してほしい。
- ・地域での助け合い・支え合い活動は重要だが、どこまで踏み込んでいいのか。協議体で取組むのが難しい内容もあり、どんな活動が必要なのか。
- ・協議体の構成員や代表に関して、担い手不足、高齢化が進んでいる。若い人の参加を期待したい。
- ・充て職で参加している人もいて、年度をまたいでの活動が難しい。地域にいる人材の発掘や専門で携われる人の育成が必要。
- ・協議体の会議が、仕事をしている人が参加できる時間に開かれていないため、参加できる人が限られる。
- ・第2層協議体として活動するには、会議でいろいろ意見が出ているものの中から、活動できることについて行動を起こすことだと思う。
- ・何をしたらいいかわからない。「助け合い」として必要なことやしてもらいたいことを他団体から聞ける仕組みづくりができないか。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

- ・他地区での良い事例などから水平展開できるものを抽出し、1つずつ第2層に提案して実施の可否や検討につなげていった方がいいのではないか。
- ・自治会の負担増につながる可能性もあり、動きの鈍さがある。自治会と一体となって活動する方が決定も早いと思う。一方で、様々な活動の窓口が自治会になっているため、自治会もやっと運営している状況である。

② 高齢者の支援に関すること

- ・高齢者向けの事業について、複数の事業から自分にあったものを選ぶのは、高齢者にとって苦勞するのではないか。また、どのようにしたら利用できるか分からない人もいる。関係機関が連携して、事業の選択や利用について支援していくことが必要。
- ・買い物や、医療機関への受診について、バスや乗合タクシーなど、もっと活用できるように周知が必要。
- ・今ある制度では、行きたいお店や医療機関へ行けない。免許証の返納を含め、支援が必要。
- ・隣近所との関わり方も変わってきているなか、高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や認知症の人が増えていることが心配。地域や関係団体が協力しながら、見守り活動や情報共有を行っていくことが大切。
- ・支援をするためには、活動の担い手が必要。担い手は少なく、人材の確保が必要。
- ・有事に備えるため、高齢者にも分かりやすい「ひとり暮らし安全マニュアル」を作成し、配布したい。

③ 近所付き合い、居場所に関すること

- ・近隣との付き合いが少なくなり、地域住民の関係が希薄になっている。
- ・コロナ禍により、近所の人と話す機会や地域行事が減っていて、情報が入りにくくなっている。
- ・小中学校ではあいさつ運動がある。そういった小さな活動から、良い地域づくりにつながるような気がする。
- ・自治会の組長や班長、地域のボランティアが協力し、ごみ出し支援を兼ねた安否確認をすれば、地域住民同士がつながれる。
- ・高齢者同士だけでなく、若者ともつながる必要がある。
- ・居場所への資金援助や補助を充実させる。
- ・集まれる場所が限られているため、参加者も限られている。今ある場所以外にも、住民が気軽に集まれる場所が必要。

④ 自治会活動、行政に関すること

- ・自治会活動をもっと活発化させるために、世代間交流を考えた行事が必要。
- ・自治会の役を断る人が増えている。自治会や地域の業務をなるべく簡略化、集約化しないと、地域が維持できなくなる。

- ・行政側は、地域活動の人材不足や新たな活動者発掘のための検討が必要。
- ・市町村合併で大きくなった行政による住民サービスは、1つの仕組みのため、地域ごとの使い勝手の格差が大きい。地区によっては同じ条件で実施するには使い勝手が悪く、使えない制度もあるため、地域ごとの対応が必要。

⑤ その他

- ・地域福祉計画、地域福祉活動計画に関して、委員の入替りがあるが、計画の継続性のために前委員を入れてもらいたい。
- ・外国の人が増えているので、外国籍の人への支援を入れてもよいのではないか。
- ・地域住民が活動に意義や必要性を理解することが大切。
- ・人口減少が続き、国内どこでも課題となっているが、若者が定住し自前で人口増が図れる社会環境づくりが必要。
- ・個人情報保護もあり、支援を必要とする人の情報を得るのが難しく、情報共有が図れない。

第7節 福祉活動に関する関係者アンケート調査結果

(1) 調査の概要

令和4年11月1日から11月25日にかけて、第3次活動計画を策定するにあたり、市内に組織されている福祉関係団体等の活動に関する現状や課題、今後の方向性、福祉施策についての意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、実施しました。

■調査設計

調査対象	渋川市社協評議員の選出団体等46団体
調査方法	郵送(郵送配布・郵送回収)
調査時期	令和4年11月1日から11月25日

■回収結果

配布数	回収数	回収率
46団体	37団体	80.43%

(2) 主な調査結果

福祉関係団体においても、渋川市社協や渋川市で策定した計画の内容は十分に理解されているとは言えない状況が前回同様に見られます。

また、福祉情報については、不満足である割合が2割強から1割に満たない状況となり、改善傾向が見られます。

一方、団体活動により自分たちが得られた効果として、地域に貢献できたことや人と接することができたことなど、達成感や交流が図れたことが前回に引続き上位にあります。団体活動に参加する目的は、社会参加に付帯し、社会貢献という意識が高いようです。

活動の中で感じる困りごととしては、「担い手」に関する事項が1位、3位、「支援を必要とする人の情報が得にくい」が2位でした。

高齢就労者が増加し、地域貢献等の活動に誘いにくいという現状があり、多くの団体が存続に危機感を募らせている傾向がうかがえます。

また、個人情報への壁により、団体・組織を超えた情報共有が難しく、支援を必要とする人の情報が得られないという切実な問題がある状況です。

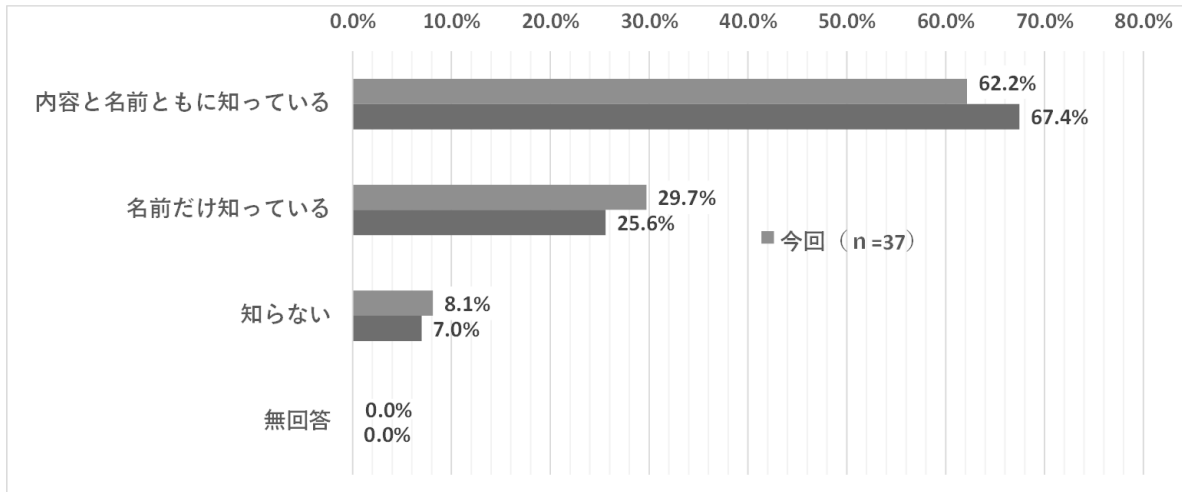
地域で特に重要なことについては、ボランティア活動、災害時体制、高齢者支援と続き、子育て支援が1割強と前回から大きく関心を伸ばしました。

誰もが安心した暮らしを営むには、地域の助け合い(互助)が重要であるという認識が高く、そこに活動の成果を見いだそうとする傾向がうかがえます。

① 地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知度

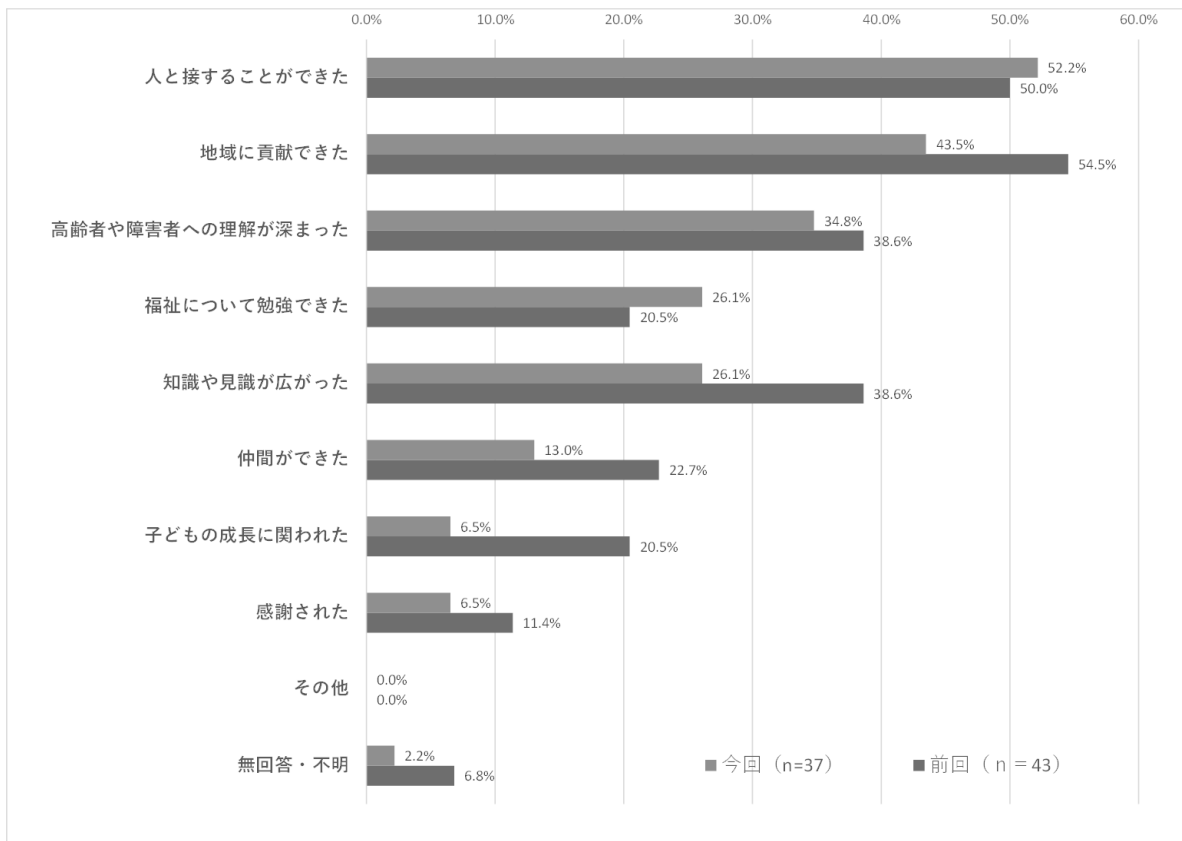
「内容と名前ともに知っている」が62.2%と多くなっていますが、前回と比較すると減少しており、福祉活動に関する従事者でも『内容を知らない』（「名前だけ知っている」と「知らない」の合計）が37.8%とやや増加しました。

地域福祉活動計画の周知等について、検討する必要がある結果となりました。



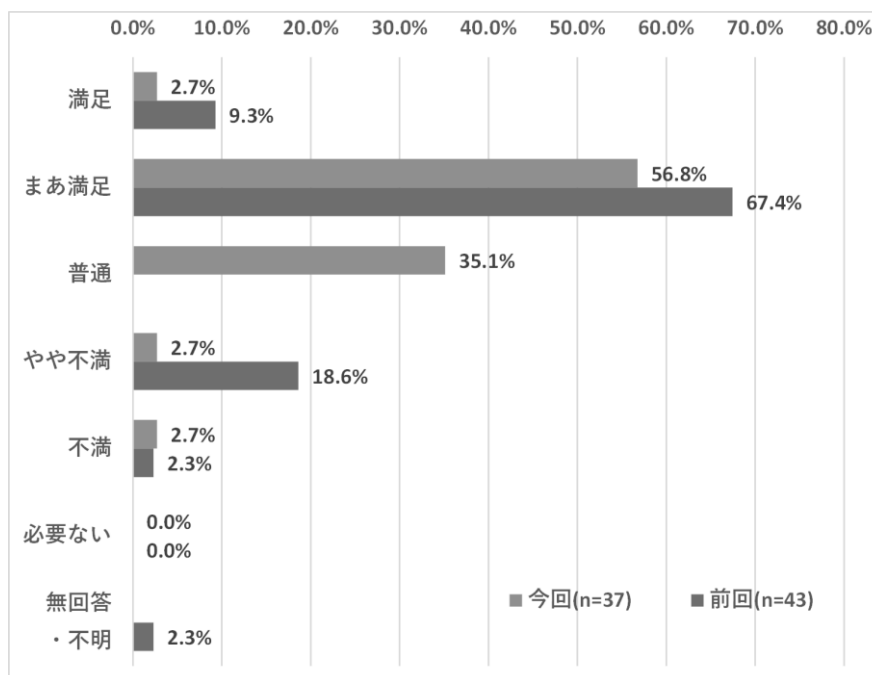
② 団体活動により自分たちが得られた効果

「人と接することができた」が前回同様に50%を超えています。また、「地域に貢献できた」は43.5%と、前回から11ポイント減少しています。また、「知識や見識が広がった」や「仲間ができた」についても前回から10ポイント程度減少しています。



③ 福祉情報の満足度

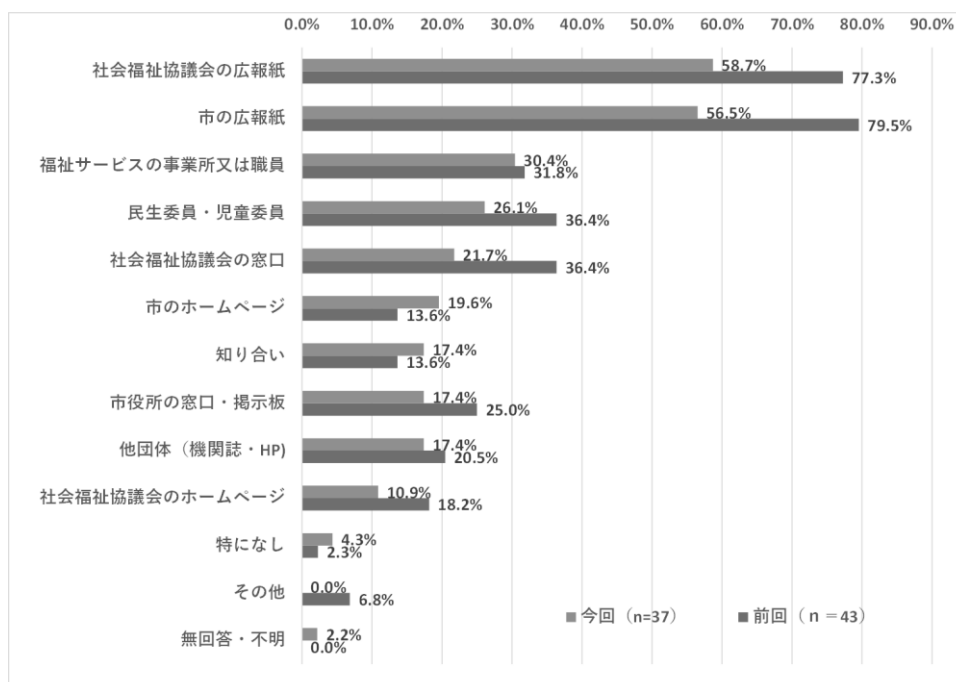
『満足』（「満足」と「まあ満足」の合計）が59.5%となっていますが、前回と比較すると17.2ポイント減少しています。今回から選択肢に「普通」を加え、「必要ない」を削ったため、「普通」を選択する人が増えたためと考えられます。



④ 福祉情報の入手先

「社会福祉協議会の広報紙」「市の広報紙」がともに前回から20ポイント程度減少しましたが、それぞれ50%を超えています。市ホームページは19.6%と前回より増加していますが、社協ホームページは10.9%と少ない結果となっています。

あらゆる世代がSNS等を利用するなど、ネット社会になっており、魅力あるホームページの作成について考える必要がある傾向となりました。

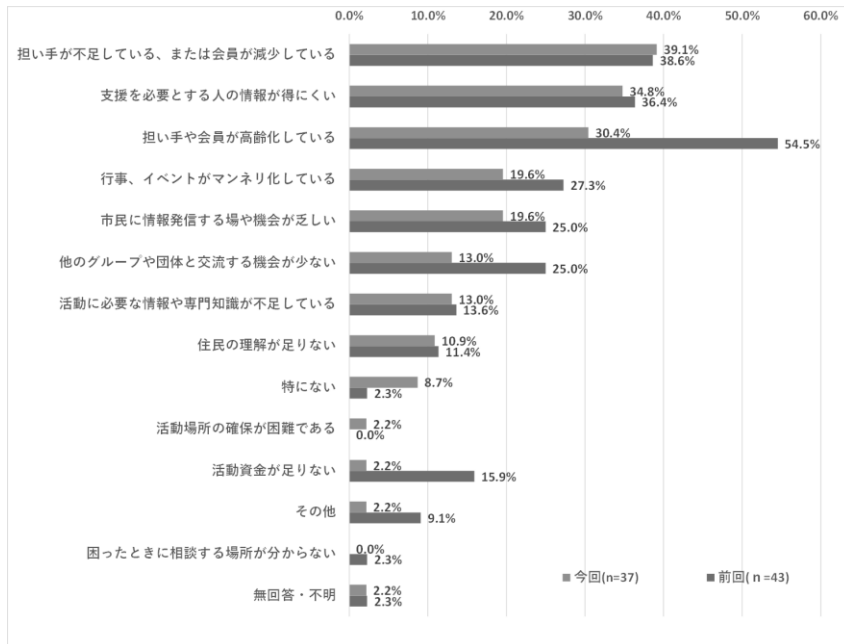


⑤ 活動の中で感じる困りごと

「担い手が不足している、または会員が減少している」が39.1%で、前回とほぼ同様の結果となっています。

「担い手や会員が高齢化している」は、30.4%と前回に引続き、多くの団体で担い手について悩んでいることが分かりました。

また、「支援を必要とする人の情報が得にくい」も前回から若干減少したものの、依然として34.8%とまだまだ多い状況であり、他機関・団体間での情報共有が難しい状況が続いている傾向が見られました。



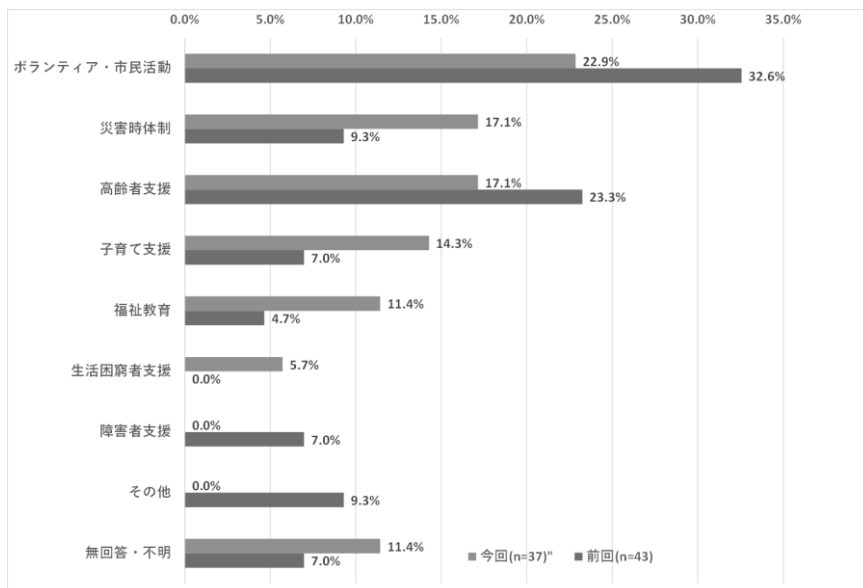
⑥ 誰もが安心して暮らしていくために、活動を通じて地域で特に重要なこと

「ボランティア・市民活動」は22.9%と、前回と比較すると9.7ポイント減少しています。

「災害時体制」は17.1%、「子育て支援」14.3%で前回からそれぞれ増加しています。

また、関連性があるため、1つ選ぶのは難しいとの意見がありました。さらに、複数回答した人もいたため、「無回答・不明」の割合が増加しています。

その他では、「各地域の慰霊碑等の維持管理」との意見がありました。



⑦ 必要だと思われる具体的な取組み

○ ボランティア・市民活動

- ・ボランティアや市民活動の積極的な参加により、人との交流、情報の共有、地域の活性化などメリットが大きい高齢化の時代、退職年齢も上がるなかで、人材の確保には、課題もある。
- ・周囲、皆で助け合う意識(いろいろな考え方の人がいるのも事実)。
行政は、夜間、早朝、祝日、休日は機能できない現実のなか、今早急な支援が可能となると良いので、とても難しいが、地区でとりあえずの支援ができれば。(夢ですが)
- ・ますますの高齢化に伴い、近所の付き合いなど、横のつながりをつくるため、自治会組織の強化。
- ・向こう三軒両隣の絆を深め、地域が連携して、地域力を高め、自らで問題解決ができる地域社会づくりに努める。
- ・小野子東自治会では、自治会役員、民生委員、青少推、婦人防火クラブを交え、市危機管理室の協力を得て、小野子東防災冊子を作成し、全戸に配布した。また、この冊子に基づき定期的に会議を行っている。

○ 高齢者支援

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯の見守りや支援ボランティアに関する情報提供や組織化。
- ・高齢者のごみ出しの手伝い。高齢者宅内、敷地内の清掃。
- ・情報収集:アンケートや日常の様子などから困っていることを収集する。居場所づくり:気軽に集まれる場所をつくり、楽しさを味わわせる。
自治会、民生委員、老人会等が協力して、高齢者が安心して生活できるようにする。
- ・認知症、危険運転防止等を目的に、あるいは自覚や家族等に促され、高齢者の運転免許証返納により買い物や、医療機関への手段がない(ひとり暮らし、老夫婦等)現状(旧町村部が多)。移動販売の範囲の拡大やデマンドバス等の経路増設により、微小でも継続的に結果を出してほしい。
- ・地域医療の充実。

○ 災害時体制

- ・近所付き合いが疎遠になっている昨今、災害時はもちろん、その他緊急時に備えて、日頃から住民同士の連絡を密にしておくことが大切と思う。
- ・「自分の命は自分で守る！地域の命は地域で守る！」
<地域の命は地域で守る避難タイムライン>の早期実現を期待します。組織体制の充実・強化を！(2層協議体等を中心に)
- ・災害発生時の具体的な自治会の組織体制とマニュアルづくり。
- ・自治会活動でもっともありがたみを感じる時は、災害時(火災や病気等を含む)の助け合い(共助)だと思う。災害時の避難方法等、細かく定め、訓練していくことが必要だと思う。
- ・この時期、特に感じる。また避難場所、方法等においても不安ばかりです。

○ 子育て支援

- ・子どもの居場所づくり。
- ・①父も母も、出産・子育て有給の保証。
②予算との関連もありますが、高校教育までは無償(無料)。
③具体的施策は分かりませんが、若い人が出産を望むような施策。
- ・一部層(卒業年度の子どもへの助成金支援)へのばらまき政策は無意味です。給食無料化や高校生まで医療費無償化など貧困家庭支援につながるような予算編成をお願いしたい。
- ・晩婚化や結婚しない人が多くいる。子育てに多くの労力と資金が必要なのが理由の一つに挙げられると思う。子育て中にも就労場所の確保ができるよう零細事業者への支援ができたらと思う。

○ 福祉教育

- ・共生社会について、幅広く、教育機会を持てる活動が必要です。また、学校教育にも、更に福祉教育をすることが必要不可欠です。
- ・地域全域における福祉意識の醸成。→市の宣言、条例→情報発信。
- ・社協だよりをもっと回数を増やしてほしい。

○ 生活困窮支援の充実

- ・諸募金や寄付をより多く集めること。使途を工夫すること。
- ・困った人の相談を受けることをもっと広く知らせ、気軽に相談できる広報活動と体制を充実させる。
- ・困窮者が速やかに支援につなげられるシステムをつくり、周知し、困ったらすぐに助けてもらえる、という安心できる地域を目指す。

○ その他

- ・地域が高齢者ばかりになった現状は、目先、高齢者支援が求められるが、長期的には若者が定住できる社会づくりが必要だと思う。働く場所の確保、子育てのしやすい地域づくり。
- ・高齢者、子育て、障害者、困窮者、災害時どれと選ぶのはできない。
- ・各地区の慰霊碑等の維持管理: 渋川地区では、100円募金により何とか維持できるが、ほかの地域では慰霊碑の所の除草作業も、高齢のため、参加者が少なく、シルバー人材センターに依頼している。会の予算に支障をきたすので、助成金の増額を希望します。

第8節 あったらしいなBOX 集計結果

(1) あったらしいなBOXの概要

市民の立場からの意見を集め、より良い福祉のまちづくりに生かすことを目的に、平成27年8月から「あったらしいなBOX」を市内各所に設置しています。

渋川市をはじめ、関係団体や関係機関と情報共有し、それぞれの施策につなげています。

集計期間	設置場所	回収件数(件)
平成27年8月から令和5年3月	市内20か所 (令和5年3月現在17か所) 公式ホームページ投稿フォーム	2,802
設置場所		
(1)渋川市社協本所	(11)渋川市立図書館	
(2)スカイテルメ渋川 (現:花湯スカイテルメリゾート) ※平成31年3月29日設置終了	(12)ゆうあいピック記念温水プール	
(3)高校生の放課後自習室 「すたでいばんく」	(13)学生みんなの自習室 「インすたでいほーる」	
(4)金島ふれあいセンター	(14)豊秋公民館	
(5)八木原駅	(15)渋川市社協伊香保支所	
(6)食の駅 伊香保店	(16)渋川市社協小野上支所	
(7)北群馬信用金庫子持支店	(17)渋川市社協子持支所	
(8)こもち幼稚園 ※令和2年6月23日設置終了	(18)子持公民館	
(9)渋川市社協赤城支所	(19)赤城公民館	
(10)渋川市社協北橋支所	(20)北橋公民館 ※令和2年1月6日設置終了	

年代別	件数(件)	割合(%)	地域別	件数(件)	割合(%)
10代未満	763	27.2	渋川	1,134	40.5
10代	924	33.0	金島	62	2.2
20代	199	7.1	古巻	125	4.5
30代	243	8.7	豊秋	99	3.5
40代	157	5.6	伊香保	72	2.6
50代	106	3.8	小野上	18	0.6
60代	142	5.1	子持	120	4.3
70代	110	3.9	赤城	118	4.2
80代以上	65	2.3	北橋	252	9.0
未記入	93	3.3	市外	645	23.0
合計	2,802	100.0	未記入	157	5.6
			合計	2,802	100.0

(2) 主な意見

あったらいいなBOXに寄せられる意見を分類すると、主に「地域生活に関すること」「子ども・子育てに関すること」「高齢者に関すること」「ボランティア・生涯学習に関すること」の4つに分けられます。

この分類の中で一番多く意見が寄せられたのは「地域生活に関すること」で、既存の路線バスの本数の増加やデマンドバス事業への要望といった、地域の交通網の充実を希望するもの、公園や公民館、図書館等、世代を問わず誰もが気軽に足を運べる居場所の増設を希望するものが多く見られました。

また、観光施設及び娯楽施設、ショッピングセンターを増やしてほしいといった意見や、街灯の整備やイベント開催についてなど幅広い意見が集まりました。

次に多くの意見が寄せられた分類は「子ども・子育てに関すること」でした。

この分類では、主に子どもの遊び場や居場所を増やしてほしいといった意見が寄せられました。また、工作や農業などを教えてもらえる場所、子どもたちが集まって学習できる環境がほしいといった意見がありました。

続いて、「高齢者に関すること」では、気軽に集まれる地域のコミュニティやカフェといった居場所がほしい、一人でも安心して生活できる居住施設、高齢者向けのイベント開催といった意見が寄せられました。

最後に「ボランティア・生涯学習に関すること」では、ごみ拾いや高齢者の見守りなどのボランティア活動の活性化や、差別や偏見のない地域にするための学習の場づくりといった意見が寄せられました。

(3) 意見を元に具体化した事業(平成27年8月から令和5年3月)

- ・全世代が立ち寄れる居場所として、平成28年6月1日に「だれでも広場」を赤城地区ユートピア赤城内に開所しました。
- ・市内地域福祉センター(旧老人福祉センター)やショッピングセンター、病院を巡回する無料バスとして、平成28年10月1日に「福祉のあし事業」を運行開始しました。また、平成29年12月からバス停を増設しました。
- ・福祉のあし事業で行ける売店として、平成29年8月17日に小野上福祉売店を設置しました。
- ・買い物弱者支援として、平成30年3月に豊秋地区で、相乗りタクシーで買い物に行く「ささえあい買い物事業あいのり」を開始しました。同年7月に金島地区、同年9月に北橘地区での実施を開始し、少しずつ対象地区を拡大しました。平成31年3月に渋川地区、同年5月に小野上地区・子持地区、同年7月に伊香保地区・赤城地区での実施開始で、全市展開となりました。
- ・令和2年に「制服リユース事業」をモデル試行、令和3年から本格実施しました。

(4) あったらいいなBOXに関する課題

市民の地域福祉に対する意見・提案を求めるために始まったあったらいいなBOXですが、集まった意見には、地域福祉活動の活性化の目的に合わず無効となってしまうケースが多くなっていました。このため、運用方法についての見直し・検討を行うことが課題となっています。

第9節 第2次活動計画の評価(令和4年度時点)

令和元年度から令和5年度を計画期間とする第2次活動計画では、25の事業を記載し、取り組んできました。

令和4年度時点でこれら25事業の進捗状況等を検証した結果、4事業で目標を達成、21事業で目標達成に向け取り組み中との結果となり、概ね計画どおりの目標を達成できたといえます。

また、今後の事業の方向性については、23事業で継続、2事業で事業見直しとしています。

それぞれの事業において個別の課題も見られますが、第3次活動計画では引続き、第2次活動計画で設定した方向性を継承し、事業展開を図ることが適切と考えられます。

(1) 総合評価

評価段階	評価内容	事業数	割合 (%)
◎	事業を開始し、目標達成	4	16.0
○	事業を開始し、目標達成に向けて取り組み中	21	84.0
△	事業開始に至っていないが、開始時期が決定している	0	0.0
×	事業開始に至っていない	0	0.0
合計		25	100.0

(2) 事業の方向性

方向性	事業数	割合 (%)
事業拡充	0	0.0
事業継続	23	92.0
事業見直し	2	8.0
準備継続	0	0.0
計画見直し	0	0.0
合計	25	100.0

(3) 具体的施策別評価

基本目標	施策の方向	NO.	具体的施策(事業名)	計画区分	総合評価	事業の方向性
育てよう 八万人の絆を	子次世代の育を担う	1	制服リユース事業	新規事業	○	事業継続
		2	福祉学習支援事業	既存事業の見直し	○	事業継続
		3	だれでも広場事業	既存事業の拡充	◎	事業継続
	ボランティアの支援	4	ボランティア育成・発掘事業	既存事業の見直し	○	事業継続
		5	ボランティア活動啓発事業	既存事業の見直し	○	事業継続
		6	ボランティアセンター運営強化事業	既存事業の拡充	○	事業継続
		7	介護予防おうえんポイント事業	既存事業の拡充	○	事業継続
つながろう ご近所同士で	地域活動の支援	8	地区社協活動推進事業	既存事業の見直し	○	事業継続
		9	生活支援体制整備事業	既存事業の拡充	○	事業継続
		10	共同募金事業	既存事業の拡充	○	事業継続
	支え合い活動の構築	11	地域ふれあい活動事業	既存事業の拡充	○	事業継続
		12	ふれあいサロン推進事業	既存事業の拡充	○	事業継続
		13	電話訪問活動事業	既存事業の拡充	○	事業継続
支え合おう みんなの暮らしを	相談支援体制の充実	14	権利擁護体制強化事業	新規事業	◎	事業継続
		15	総合相談事業	既存事業の見直し	○	事業継続
		16	生活福祉資金貸付事業	既存事業の拡充	○	事業継続
		17	在宅介護者支援事業	既存事業の拡充	○	事業継続
	生活支援体制の充実	18	制度補完型ホームヘルプサービス事業	新規事業	◎	事業継続
		19	交通弱者支援事業	新規事業	◎	事業継続
		20	災害時支援事業	既存事業の拡充	○	事業継続
広めよう 豊かな情報を	情報発信の充実・情報	21	福祉ニーズデータベース事業	新規事業	○	事業継続
		22	あったらいいなBOX設置事業	既存事業の見直し	○	事業見直し
		23	福祉啓発事業	既存事業の拡充	○	事業見直し
	組織の強化・連	24	福祉関係団体連携事業	新規事業	○	事業継続
		25	善意銀行運営事業	既存事業の見直し	○	事業継続

(4) 第2次活動計画の事業評価結果から分かる課題

① ボランティアの育成・支援

ボランティアの育成にあっては、地域の福祉ニーズを把握し、ボランティアする側、受ける側の双方にとって、活動しやすい方法を模索するほか、その人の特技を生かせる活動を提案できるよう情報把握に努めることが必要です。

また、集めた情報を可視化し、更なる活動促進へつなげることが課題です。

ほかにも、人材発掘やボランティア活動の推進のため、新たな担い手をターゲットとした周知方法の検討や対面での啓発活動強化が課題となっています。

② 地域活動の支援

地域活動の支援にあっては、新型コロナウイルスの影響が減って社会活動が戻るなか、地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)の事業再開に向けて支援を行うことが課題です。

また、生活支援体制整備事業において、各地区の取組みや事例について情報共有を図り、参考になる情報を基に活動を広げていけるよう支援していくことが課題です。

ほかにも、災害が起きた時の備えとして、ボランティアや地域住民の協力を得ながら、実際の災害を想定した訓練を実施することが課題です。

③ 支え合い活動の構築

支え合い活動の構築にあっては、コロナ禍により休止又は解散が続いていたサロン活動を活性化するために、サロン活動の運営や新規サロンの立上げについての支援を強化していくことが課題です。

また、支え合い活動を広げるために、様々な団体との連携強化や活動の周知が必要です。

④ 相談支援体制の充実

相談支援体制の充実にあっては、今後も複雑化・複合化する相談・援助内容に対して、関係機関の連携・協働による支援体制を強化し、いつでも相談しやすい体制の強化が必要です。

また、認知症高齢者や家族等が情報収集や交流できる場を更に増やしていくことが課題です。

⑤ 生活支援体制の充実

生活支援体制の充実にあっては、制度補完型ホームヘルプサービス事業について、制度で補えない高齢者と家族のニーズに応えるため、事業を継続していくとともに、人材不足の解消に向けて、従事者の資格要件の見直しと介護未経験者の雇用等の検討を行うことが課題です。

福祉のあし事業について、事業の周知方法の検討や運行ルートの見直しが課題です。

⑥ 情報収集・情報発信の充実

情報収集・情報発信の充実にあっては、地域住民が情報を得やすい環境を整備するとともに、地域にある課題やニーズを収集できる仕組みづくりが課題です。

また、「助けてほしい」と「助けてあげたい」をつないで地域互助の風土を造成するために、福祉ニーズを把握しWebで公開する仕組みを構築することが課題です。

⑦ 組織・連携の強化

組織・連携の強化にあっては、業種や分野の垣根を越えて、地域課題や制度のすき間に取組むことをテーマに、横のつながりをつくれる場の構築が課題です。

また、引続き、善意銀行の活動への理解促進や適切な運営が必要です。

第10節 課題のまとめ

先に記載した地域福祉を取り巻く社会状況や統計データ、各種調査結果等を踏まえ、本市の地域福祉における課題を次のとおり整理します。

(1) 地域活動の活性化と地域の担い手の育成

高齢者の増加は今後も進み、福祉の支えが必要な人が増えていくため、公的な福祉サービスのすき間で、地域住民の「助けてほしい」ことが増加すると予測されます。一方で、現役世代の急激な人口減少が始まっており、今後、福祉分野で働く人材の不足が起こると予測されています。このため、地域住民の「助けてほしい」と、近くで暮らす地域住民の「助けてあげたい」がつながることで生まれる「互助」の重要性が一層増しています。

市民意識調査からは、様々な「助けてほしい」ことの割合より「助けてあげたい」ことの割合が上回っていること、多くの人が周囲の人と親しくしたいと気持ちを持っていることが分かり、地域に「互助」の土壌が存在することがうかがえます。このような土壌を更に豊かにし、生かすことで、地域福祉の担い手の発掘と活動の活性化を進めることが求められています。

渋川市社協では、福祉学習支援やボランティアの育成支援など、地域の中の様々な活動を支える人材の育成に向けて多様な取組みを展開してきました。

今後も「互助」の中心となる、ボランティアや地域活動の担い手の育成及び活動支援を推進し、誰もが福祉を身近に感じ、地域と共に生きていく「地域共生」の意識を育む活動を行うことが必要です。

また、第2次活動計画の期間中は、コロナ禍の影響を大きく受け、地域のつながりや地域活動は低下しました。しかしながら、第2次活動計画策定時と今回の市民意識調査において、地域で取り組むべき課題として「周囲に暮らす人とのコミュニケーション(あいさつなど)」が挙がっており、地域のつながりは市民にとって重要なものと認識されていることが分かります。

渋川市社協では、地区社協や生活支援体制整備事業における第2層協議体への活動支援、共同募金等を活用した地域の活動団体への支援を行い、地域活動の活性化を図ってきました。あわせて、地域住民が主体となるふれあいサロンや誰もが気軽に立寄れる居場所づくりを行ってきました。

今後は、コロナ禍で低下してしまった地域活動やサロン活動を活性化させ、地域のつながりや住民同士のコミュニケーションの場を再構築していくための取組みを推進していくことが課題です。

(2) 支援体制の強化

渋川市社協では、総合相談事業や日常生活自立支援事業、成年後見制度の相談・普及啓発、生活福祉資金貸付事業、ひきこもり就労支援事業など、困った時の相談先となるべく、支援体制の整備を進めてきました。

あわせて、ホームページや広報紙を活用した福祉に関する情報発信と、福祉ニーズデータベース事業やあったらいいなBOX事業において、地域にある福祉ニーズを収集し、活用を進めてきました。

しかしながら、市民意識調査によれば、市内の福祉施設や福祉の寄付の取組み、組織等について、内容を知っている市民の割合は少ない結果でした。また、日常生活で困ったとき、相談相手がない、相談先が分からないという市民が一定数存在しており、福祉の情報についての満足度では、41.5%が不満を感じていることが分かりました。

今後は、今ある相談支援体制を充実させながら、その取組みを市民に広く認知・活用してもらうことが必要です。

また、必要な時や困った時に必要な情報が入手でき、支援につながる地域にするため、広報紙及びホームページにおいて情報発信・情報収集を一体的に行って、公開する情報の内容を充実させるとともに、SNSを積極的に活用し、渋川市社協や各種事業の認知度を向上させることが課題です。

(3) 安心して暮らせる環境の整備

渋川市においては、継続的に少子高齢化が進み、高齢者のいる世帯は増加しています。そのなかでも、ひとり暮らし世帯と夫婦のみ世帯は急増しており、今後も増加傾向にあります。

このことから、今後、高齢者や認知症など判断能力が十分でない人のひとり暮らしで、社会的に孤立してしまう人は増加すると考えられ、地域には、買い物や移動に関する課題、家事や介護に関する課題などを抱えながら生活する人が数多くいると予想されます。

これらの課題は本人だけの問題でなく、家族などの周囲の人にも影響を及ぼすもので、既存の福祉制度では対応できない、制度のすき間に存在し、複雑化・複合化しているケースが少なくありません。

渋川市社協では、そういった課題に対応するために、制度補完型ホームヘルプサービス事業や福祉のあし事業、買い物弱者支援事業など、制度のすき間を埋めるための事業を展開し、地域住民の課題解決に取り組んできました。

また、日常生活自立支援事業や法人後見事業において、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように支援を行ってきました。

今後も、複雑化・複合化した課題を抱える相談に対応し、地域住民の生活を支えるためには、関係機関との連携・協働しながら、制度のすき間を埋めるための活動を展開していくとともに、更なる支援体制の強化や相談できる場所づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画では、第2次活動計画を踏襲し、本市に暮らす一人ひとりが、地域社会を担う一員として自分たちの地域について考え、みんなで福祉のまちづくりを進めていくことを目指すため、基本理念を設定します。

支え合う より良い福祉の まちづくり

～やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち～

第2節 基本目標

基本理念の実現を目指すために、市民目線で3つの基本目標を設定します。

基本目標1 人々が支え合う地域づくり

子どもから大人まで、全ての人々の福祉意識を育み、ボランティアの育成・支援、地域の助け合い・支え合いのための基盤づくりなど、地域の「互助」の活性化を進め、「互助」の要となる隣近所や自治会、サロンなどを中心に、地域のつながりを強めることで、人々が支え合う地域づくりを目指します。

基本目標2 支援につながる地域づくり

気軽な相談や必要な支援の利用が誰にでもできる環境づくりとともに、解決手段を持たない福祉ニーズ(すき間)を解決するための仕組みづくりや情報発信の体制づくりを推進し、支援につながりやすい地域づくりを目指します。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

暮らしに不安を持つ人々を支援するとともに、居場所や交流の場を提供し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

第3節 計画の体系

本計画では、3つの基本目標から施策の方向を導き出し、それぞれの分野ごとに具体的施策を定めます。

基本目標	施策の方向	具体的施策
1 人々が支え合う 地域づくり	1 ボランティアの育成・支援	1 ボランティア活動推進事業
		2 つながり推進事業
		3 介護予防おうえんポイント事業
	2 地域活動の支援	1 地区社協活動推進事業
		2 生活支援体制整備事業
		3 災害時支援事業
	3 支え合い活動の構築	1 地域ふれあい活動事業
		2 ふれあいサロン推進事業
		3 フードロス削減事業
		4 介護予防活動促進事業
5 制服リユース事業		
6 福祉学習支援事業		
7 だれでも広場事業		
2 支援につながる 地域づくり	1 相談支援体制の充実	1 権利擁護普及・啓発事業 【新規】
		2 総合相談事業
		3 生活福祉資金貸付事業
		4 ひきこもり就労支援事業
	2 情報収集・情報発信の 充実	1 福祉ニーズデータバンク事業
		2 あったらしいなレター事業 【新規】
3 地域福祉の情報発信事業 【新規】		
3 安心して暮らせる 地域づくり	1 生活支援体制の充実	1 制度補完型ホームヘルプサービス事業
		2 福祉のあし事業
		3 買い物弱者支援事業
		4 日常生活自立支援事業
		5 法人後見事業
		6 認知症カフェ事業
	2 組織・連携の強化	1 福祉関係団体連携事業
		2 ひきこもり支援事業(交流会・居場所)
		3 善意銀行運営事業

※新規事業は本計画から新たに始める事業のみとしています。

第4章 具体的施策

施策の方向1-1 ボランティアの育成・支援

- 1-1-1 ボランティア活動推進事業
 - 1-1-2 つながり推進事業
 - 1-1-3 介護予防おうえんポイント事業
-

施策の方向性

コロナ禍で停滞していた地域のボランティア活動を再び活発にするために、ボランティア活動に関心のある担い手と受け手がつながりやすくなる環境づくりに努めるとともに、ボランティア団体の活動活性化のための支援を進めます。

また、地域住民やボランティア、企業等がつながるイベントの開催、介護予防、生きがいづくりなど、交流や社会参加がボランティアにつながるきっかけとなるための取組みを進めます。

アンケート調査やあったらいいBOXからの意見

- ・ごみ拾いや高齢者の見守りなどのボランティア活動の活性化をしてほしい。
- ・周囲みんなで助け合う意識が大切。
- ・向こう三軒両隣の絆を深め、地域が連携して、地域力を高め、自らで問題解決ができる地域社会づくりを。
- ・イベントを開催してほしい。

☆自分たちの地域のために

市民一人ひとりができること

- ・身近なボランティア活動についての理解を深めましょう。
- ・関心のあるボランティア活動に参加してみましょう。
- ・ボランティア講座やイベントに参加し、知識と技能の向上を図りましょう。

市民同士が力を合わせてできること

- ・ボランティア活動について話し合きましょう。
- ・身近な人と誘い合ってボランティア活動に参加しましょう。
- ・ボランティア同士で積極的に交流を図りましょう。

澁川市社協の具体的施策

1-1-1 ボランティア活動推進事業

ボランティア活動の担い手と受け手をつなげ、ボランティアが活動しやすい環境づくりを行うため、ボランティアセンター※における相談機能の充実とネットワークを強化します。

また、ボランティア活動の可視化を図り、ボランティア活動についての啓発を行うとともに、新たなボランティア活動者の育成・発掘のため、ボランティア講座等を実施します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				

1-1-2 つながり推進事業

地域住民や地域活動団体、ボランティア、企業等が連携してイベント等を開催することで、福祉啓発を図るとともに、人と人とのつながりを再構築し、新たな福祉活動の担い手を確保していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				事業効果の再検証

1-1-3 介護予防おうえんポイント事業

高齢者等の介護予防と生きがいづくりなどの場において、参加者がボランティア活動など高齢者の相互扶助につながっていく「きっかけ」をつくるため、指定された活動の時間に応じて換金可能なポイントを付与する取組みを進め、周知に努めます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				
ボランティア情報の提供開始				

※ボランティアセンター ボランティア等の市民活動を推進し、その活動を身近に感じてもらえるよう、ボランティア団体への支援、情報の収集と発信、コーディネート、相談、研修等を行っている機関。

施策の方向1-2 地域活動の支援

- 1-2-1 地区社協活動推進事業
- 1-2-2 生活支援体制整備事業
- 1-2-3 災害時支援事業

施策の方向性

地域活動の担い手である地区社協※や地域課題の解決に向け協議を行う第2層協議体※の活動を積極的に支援し、それぞれの地域における福祉ニーズを踏まえた事業展開を図ります。

住み慣れた地域での生活を続けていくため、災害時におけるボランティアコーディネート機能を社協が担い、地域住民と関係機関が連携しながら助け合えるまちを目指します。

アンケート調査やあったらいいBOXからの意見

- ・協議体の活動がまだ地域に浸透していない。
- ・「助け合い」として何が本当に必要なのか、生の声を聴くことができる仕組みづくりができないか。
- ・緊急時に備えて、日頃から地域住民の連絡を密にしておくことが大切。
- ・災害発生時の具体的な自治会の組織体制とマニュアルづくりを。

☆自分たちの地域のために

市民一人ひとりができること

- ・隣近所との交流を図りましょう。
- ・地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・日頃から災害に備えましょう。

市民同士が力を合わせてできること

- ・隣近所との交流の輪を広げましょう。
- ・自治会の行事への参加と協力を働きかけましょう。
- ・子どもや若者、障害のある人など、誰もが参加しやすい行事等を企画し、参加を促しましょう。
- ・行政や自治会と連携し、災害時に支援が必要な人の把握に努めましょう。

※地区社協 地域の福祉課題の解決に向け、地域住民が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに支え合うことを目的として様々な活動を展開している任意団体で、市内9地区に組織されている。

※協議体 地域に支え合いの輪を広げていくために、第1層協議体は市内全域、第2層協議体は日常生活圏域(概ね中学校区)を対象として住民同士で話し合う場で、第3層協議体は、それぞれの地区で助け合い活動を行う。

渋川市社協の具体的施策

1-2-1 地区社協活動推進事業

「誰もが安心して住み続けられるまちづくり」を推進するために、各地区に地区担当職員を配置し、各地区社協との連携を深め、その地域にあった福祉活動を展開していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				

1-2-2 生活支援体制整備事業

地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、日常生活における多様な支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の一体的な推進を図るため、第2層生活支援コーディネーター*を市内9か所に配置し、各地区におけるネットワーク構築、地域資源の開発ニーズと取組みのマッチング等に努めます。

さらに、市全域に必要な支え合い活動について、専門職や関係機関が協議する第1層協議体と連携し、課題解決に取り組めます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				

1-2-3 災害時支援事業

発災時に迅速な災害復興対応ができるよう、災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施し、災害ボランティアセンターマニュアルの見直しを行います。

また、関係機関との連携を強化していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				
				設置運営訓練のあり方検討

※第2層生活支援コーディネーター 概ね中学校区にて、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす調整役。

施策の方向1-3 支え合い活動の構築

- 1-3-1 地域ふれあい活動事業
- 1-3-2 ふれあいサロン推進事業
- 1-3-3 フードロス削減事業
- 1-3-4 介護予防活動促進事業
- 1-3-5 制服リユース事業
- 1-3-6 福祉学習支援事業
- 1-3-7 だれでも広場事業

施策の方向性

子育て家庭の経済的負担を軽減し、資源の有効活用を通じて助け合いの意識を高めるとともに、ボランティア、福祉施設等と連携し、地域に根付いた福祉学習の機会を提供します。

地域のつながりをつくるため、あらゆる世代に向けた交流の場の充実、家に閉じこもりがちな地域住民への見守りや支援の強化、地域住民が気軽に出かけられ、仲間づくりのできる、ふれあいサロン※活動の活性化を進めます。

アンケート調査やあったらいいなBOXからの意見

- ・学校教育にも、更に福祉教育をすることが必要。
- ・共生社会について、幅広く、教育機会を持てる活動が必要。
- ・子どもの遊び場や子どもたちが集まって学習できる居場所を増やしてほしい。
- ・住民が気軽に立ち寄れる居場所などの社会資源が必要。
- ・老人同士でもよいが、若い人とのつながりも考えたほうがよい。

☆自分たちの地域のために

市民一人ひとりができること

- ・身近に孤立した人がいたら、積極的に声をかけましょう。
- ・地域のふれあいサロン活動に参加しましょう。
- ・子どもたちと一緒に福祉への関心を高めましょう。
- ・子どもたちが、地域と関わる機会をつくりましょう。

市民同士が力を合わせてできること

- ・身近で気軽に集まれる場をつくりましょう。
- ・互いに声をかけ合い、近隣の人同士で見守りましょう。
- ・子どもたちの体験学習に協力しましょう。
- ・再利用できる物品は譲り合いましょう。
- ・身近な地域で子どもたちが安心して遊べるよう、気を配りましょう。

※ふれあいサロン 高齢者や障害のある人、子育て中の親子など外に出る機会の少ない人が住み慣れた地域で元気に暮らせるために、気軽に出かけられ、地域の人とふれあいながら楽しむ仲間づくりができる場。

渋川市社協の具体的施策

1-3-1 地域ふれあい活動事業

近所のつながりが希薄化しているなか、地域での見守りや支え合いを必要としている、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象に、地域ボランティアグループ等の自由な発想による活動で、友愛訪問活動や配食サービス等のふれあい活動を実施します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				

1-3-2 ふれあいサロン推進事業

気軽に出かけられ、地域の人とふれあい楽しむ仲間づくりの場であるとともに、高齢者、障害者の社会的な孤立感や子育ての不安や悩みを解消していくサロン活動を活性化するために、サロンの立上げや運営支援に関する相談機能を強化します。また、助成金の交付やレクリエーション用具貸出、研修会の実施を進めます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				

1-3-3 フードロス削減事業

「食」に対する意識改革を推進し、食品が人を救うことを学ぶことで福祉啓発につなげます。生活に困っている人の利用のために、ホームページ上で食品の寄付についての紹介を進めます。また、「だれでも広場」内に利用者同士が自由に食品交換できる場所を設け、家庭において廃棄される食品の削減を目指します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				
			食品交換所の設置箇所拡大検討	

第4章 具体的施策

1-3-4 介護予防活動促進事業

高齢者のフレイルを予防し、自身の健康の維持を図るとともに、地域でのつながりを育むため、介護予防、社会参加活動及び生きがい・居場所づくりを推進します。

介護予防活動を一定の回数以上実施する高齢者サロンなどの団体に対し補助金を交付します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				

1-3-5 制服リユース事業

子育て世代の経済的負担を軽減し、次世代を担う子どもたちの就学を支援するとともに、資源を有効活用し、相互扶助の意識を高めるため、家庭で使わなくなった学生服を集め、譲ってほしい人へつなぎます。

また、遠方地の制服については、各所で実施している制服バンク等の団体と連携を図り、有効活用を促します。さらに、物品のメニューの拡大を検討していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				
ネットワーク化の検討		物品メニューの拡充検討		

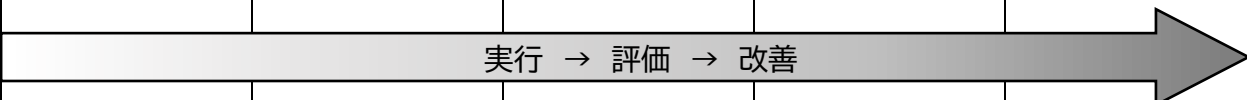
1-3-6 福祉学習支援事業

次世代を担う児童・生徒たちが、地域の人々と共に生きる福祉の心を育むため、ボランティアや福祉施設等と連携して、小中学校を中心に、地域に根付いた福祉学習の機会を提供するとともに、助成金の交付や福祉体験用具の貸出を実施します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				

1-3-7 だれでも広場事業

子育て世代の孤立防止や子ども同士の交流促進、若年層への福祉活動啓発、地域の活性化、高齢者の社会参加・健康増進を目的に、専属の係員を配置せず、利用者同士の互助を推進しながら対象者を限定しない多世代交流施設を運営します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
				
		実施拠点の検証		

施策の方向2-1 相談支援体制の充実

- 2-1-1 権利擁護普及・啓発事業
- 2-1-2 総合相談事業
- 2-1-3 生活福祉資金貸付事業
- 2-1-4 ひきこもり就労支援事業

施策の方向性

様々な障害や疾病等により、自分で判断する能力に不安があったり、意思や権利を主張することが難しい人のための「権利擁護」を周知し、理解を深めることで、その人たちが住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らしていくための支援をしていきます。

地域住民の日常生活上の様々な問題に専門家や関係機関が対応し、その問題解決のために適切な助言等を行うことで、市民福祉の増進を図ります。

失業や減収などによる生活困窮が広がっているなか、生活に困窮した人に対し生活を立直せるよう支援します。

また、ひきこもり状態の人へ活動場所を提供し、社会との接点をつくることで、その人らしく生活できるよう支援します。

アンケート調査やあったらいいなBOXからの意見

- ・認知症の高齢者への支援を。
- ・困った人の相談を受けることをもっと広く知らせ、気軽に相談できる広報活動と体制の充実を。
- ・困窮者が速やかに支援につなげられるシステムをつくり、周知し、困ったらすぐに助けをもらえる、という安心できる地域を。

☆自分たちの地域のために

市民一人ひとりができること

- ・日常で困りごとや悩みを抱えたら、地域の相談機関に相談しましょう。
- ・身近で困っている人がいたら、相談にのりましょう。
- ・判断能力が不十分になったときに備えて、権利擁護の制度について、理解を深めましょう。

市民同士が力を合わせてできること

- ・困っている人がいたら、地域の相談機関につなぎましょう。
- ・判断能力が不十分な人がいたら、地域の相談機関につなぎましょう。

渋川市社協の具体的施策

2-1-1 権利擁護普及・啓発事業 **新規**

住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けていけるように、何を考え、何をしておくべきかを知ってもらうために、市民を対象とした権利擁護に関するセミナー(成年後見制度※、相続、介護保険制度、障害福祉サービス、消費被害等)を開催し、「権利擁護」の理解促進を図ります。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
調査・企画	実行	改善		

2-1-2 総合相談事業

地域住民の日常生活における悩みや問題を解消するため、法律、登記、心配ごとの専門家が相談に応じ、助言します。

また、高齢などにより来所が困難な場合は、電話による相談を実施します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				
相談対応件数 拡充の検討				

2-1-3 生活福祉資金貸付事業

生活に困窮した人が経済的に自立し、安定した生活を送れるように、低所得者などに対し、生活再建のために必要な資金貸付や相談援助を実施します。あわせて、生活困窮者が適切な支援を受けられるよう関係機関との連携を深めます。


令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				

※成年後見制度 障害や認知症などのため判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、援助を行う制度。

第4章 具体的施策

2-1-4 ひきこもり就労支援事業

ひきこもり状態の人が社会との接点を持ち、その人らしく生活していくことを目指し、だれでも広場等を活動場所とした軽作業や清掃等の就労支援を行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				
		対象要件の再検証		

施策の方向2-2 情報収集・情報発信の充実

- 2-2-1 福祉ニーズデータバンク事業
- 2-2-2 あったらしいなレター事業
- 2-2-3 地域福祉の情報発信事業

施策の方向性

解決手段を持たない福祉ニーズ(すき間)を地域社会の力で解決することを目指した仕組みを確立し、地域社会全体で共有します。また、潜在化する福祉ニーズを具体的に収集し、地域福祉活動の展開につなげます。

必要な人に、必要な福祉情報を届けるとともに、地域の福祉ニーズをキャッチできるようにするため、社協ホームページが地域福祉の情報拠点として機能するよう刷新します。

アンケート調査やあったらしいなBOXからの意見

- ・アンケートや日常の様子などから困っていることの収集を。
- ・子育ての不安に関する相談窓口の情報提供をしてほしい。
- ・若い世代と同居している高齢者は民生委員・児童委員※の見守り対象から外れるため支援や福祉サービスの情報提供が難しくなることがある。

☆自分たちの地域のために

市民一人ひとりができること

- ・回覧板等に目を通しましょう。
- ・ご近所と情報を共有しましょう。
- ・地域の集まりに参加し、情報交換をしましょう。
- ・SNS※等新たな情報ツールについて正しい知識を身に付けましょう。

市民同士が力を合わせてできること

- ・回覧板等を活用して、情報を提供しましょう。
- ・地域の集まりで、情報交換の機会を設けましょう。

※民生委員・児童委員 厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行う社会福祉の増進に努めている人。

※SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスのこと。

渋川市社協の具体的施策

2-2-1 福祉ニーズデータバンク事業

解決手段を持たない福祉ニーズ(すき間)を地域社会の力で解決するために、福祉ニーズとその解決手段を把握するための継続的な仕組みを確立し、Webで公開して地域社会全体で共有します。そして、解決手段のない福祉ニーズについて、企業に資金、あるいは直接解決(ビジネス参入や社会貢献)を依頼しつつ、地域社会の担い手を発掘し、企業と地域社会をマッチングするなどして解決を図ります。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				
ニーズの収集手段の検討	ニーズ情報の公開			

2-2-2 あったらしいなレター事業 新規

あったらしいなBOXを見直し、潜在化している福祉ニーズを収集するため、新たな方法で市民の福祉ニーズを収集する取組みを進め、地域福祉活動の展開につなげます。

具体性のあるニーズ収集につなげるため、毎回テーマを決め募集します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
調査・企画	実行	改善		

2-2-3 地域福祉の情報発信事業 新規

必要な人に必要な福祉情報を届けるとともに、地域の福祉ニーズをキャッチできる機能を持つ、新しい社協ホームページを構築し、地域福祉の情報拠点になるように、様々な情報を集約します。

あわせて、SNSや広報紙を活用して幅広い世代へ情報を発信し、渋川市社協の事業や地域活動の認知度向上を目指します。

また、社協事業を一覧にした冊子を作成します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
調査・企画	実行	改善		

施策の方向3-1 生活支援体制の充実

- 3-1-1 制度補完型ホームヘルプサービス事業
- 3-1-2 福祉のあし事業
- 3-1-3 買い物弱者支援事業
- 3-1-4 日常生活自立支援事業
- 3-1-5 法人後見事業
- 3-1-6 認知症カフェ事業

施策の方向性

現在の訪問介護サービスに加え、介護保険では補えない困りごとに対して生活支援サービスを提供し、自分らしく生きがいを持って暮らすことのできる地域を目指します。

買い物等の外出が困難な状況にある高齢者などに対して、日常生活での移動手段を確保し、外出の利便性や安全性を高めるための取組みを推進し、高齢者の日常生活支援、介護予防、閉じこもり対策を目指します。

認知症高齢者の増加や障害者の地域移行など、成年後見制度の利用者増加に伴う担い手不足の解消を図ります。

また、日々続く在宅介護の負担軽減、当事者が地域で安心して穏やかに過ごせる居場所づくりを推進します。

アンケート調査やあったらいいなBOXからの意見

- ・高齢者のごみ出しの手伝いや、高齢者宅内、敷地内の清掃を。
- ・移動販売の範囲の拡大やデマンドバスの路線増設を。
- ・初めて買い物支援サービスを利用する高齢者向けに新たなパンフレットの作成を提案したい。
- ・認知症高齢者への支援を。
- ・気軽に集まれる地域のコミュニティやカフェといった居場所がほしい。

☆自分たちの地域のために

市民一人ひとりができること

- ・ごみ出しなど、日常でできる手助けをしましょう。
- ・買い物ボランティアや送迎ボランティアに参加しましょう。
- ・気軽に交流の場に参加しましょう。

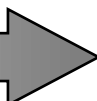
市民同士が力を合わせてできること

- ・地域で買い物や通院の手助けをしましょう。
- ・買い物ボランティアや送迎ボランティアの組織づくりに取組みましょう。

渋川市社協の具体的施策

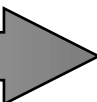
3-1-1 制度補完型ホームヘルプサービス事業

介護の必要な人が自分らしく生きがいのある在宅生活を維持し、また、在宅介護を行う同居家族の負担を軽減するため、渋川市社協ヘルプステーション利用者を対象に、介護保険等の公的制度では対応できない多様な生活援助サービスを、家庭の実情に応じて柔軟に提供します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				
	利用料の検討			

3-1-2 福祉のあし事業

福祉施設等をつなぐ無料巡回バスを運行し、高齢者や障害者、子育て世代等の外出支援(買い物、通院、社会参加等)を行い、交通弱者支援や孤立防止などに取組みます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				
		バス停・運行ルート の再検証		

3-1-3 買い物弱者支援事業

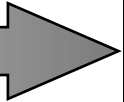
高齢者の移動手段の確保、介護予防、高齢者同士の交流促進を目的に、タクシーの相乗りによる買い物支援を行うとともに、買い物店舗の協賛による事業運営費の削減、企業及び個人の協賛による利用料金の減額を図ります。

また、宅配サービスなどとの連携した総合的な買い物支援を併せて行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				

3-1-4 日常生活自立支援事業※

自分一人で契約などの判断することが不安な人や金銭の管理で困っている人への支援を進めるために、事業の普及活動を行うとともに、権利擁護に関する相談を受け付け、本事業など、必要な事業・制度の利用に向けた支援を行います。さらに、関係各所と連携し、個別ニーズに応じた支援を実施します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				

3-1-5 法人後見事業※

認知症や知的障害、精神障害等で意思決定が困難であり、成年後見人等が必要である人のうち、身上保護と日常的な金銭管理が中心である人に対し、法人後見事業などの利用促進を進めます。

また、入院や入所に伴う保証人不在の問題解消に向け、任意後見制度※活用の検討を行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				
	任意後見制度活 用の検討			

3-1-6 認知症カフェ事業

認知症当事者が安心して暮らせる地域づくりをとおして、「ひとりきりの介護」から「つながり支え合う介護」を実現するため、誰でも気軽に参加できる認知症カフェを開催し、仲間づくりやネットワークづくりを支援します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善 				
			実施拠点拡大の 検討	

※日常生活自立支援事業 障害や認知症などのため判断能力が不十分な人が不利益を被らないよう、日常的な金銭管理や福祉サービス利用援助を行う事業。

※法人後見事業 社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、個人で後見人等に就任した場合と同様に判断能力が不十分な人の保護や支援を行う事業。

※任意後見制度 本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ本人が選んだ人に、本人の代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度。

施策の方向3-2 組織・連携の強化

- 3-2-1 福祉関係団体連携事業
- 3-2-2 ひきこもり支援事業(交流会・居場所)
- 3-2-3 善意銀行運営事業

施策の方向性

少子高齢化において、地域課題を解決するために、業種や分野の垣根を越えて、地域課題を解決するための横のつながりを構築します。

ひきこもり状態にある人の高齢化等が社会問題となっており、当事者に対し継続的な支援が必要になっているなかで、支援活動を行っている団体との連携の強化を図り、活動内容等の周知や当事者家族の負担軽減のための支援を行います。

個人及び団体からの善意による寄付金品を受領し、効果的に福祉活動へ活用するために、善意銀行の趣旨を広く市民に周知するとともに、寄付しやすい仕組みを検討し、福祉活動を推進します。

アンケート調査やあったらいいBOXからの意見

- ・地域づくりや高齢者対策の諸機関、諸団体はいくつもあるが、横のつながりや連携を。
- ・諸募金や寄付をより多く集めること。使途を工夫すること。
- ・各々の団体の情報交換を密にしていく。

☆自分たちの地域のために

市民一人ひとりができること

- ・寄付について理解し、協力しましょう。
- ・地域福祉活動への理解を深め、活動に参加、協力しましょう。

市民同士が力を合わせてできること

- ・地域福祉活動への理解を深め、団体間の協働、連携に努めましょう。
- ・寄付について情報を共有し、活動に協力しましょう。

渋川市社協の具体的施策

3-2-1 福祉関係団体連携事業

市内社会福祉法人をはじめ社会福祉関係団体や民間企業等に、地域課題をざっくばらんに話し合える機会を提供し、業種や分野の垣根を越えた横のつながりづくりに努めます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				

3-2-2 ひきこもり支援事業(交流会・居場所)

ひきこもり支援グループと連携し、ひきこもり問題に関心がある人に向けて、支援グループの活動状況や相談先を周知し、適切な機関へつなげます。

また、当事者家族の情報交換の場を設け、家族の負担軽減につなげます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				
ネットワーク化の検討				

3-2-3 善意銀行運営事業

ホームページや広報紙等で、市内に広く善意銀行[※]の事業内容や各種税控除について周知し、寄付を募ります。また、寄付者の意向を十分にくみとり、善意銀行運営委員会の協議を経て、金品の有効的な活用を行います。

関係団体等に寄付物品等を払出すことで連携を深め、更に善意の輪を広げます。

また、寄付しやすい仕組みとして、電子マネー等の活用について検討を進めます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実行 → 評価 → 改善				
寄付受入方法拡充の検討				

.....
[※]善意銀行 市民や企業等から善意のこもった金銭や物品の寄付を受け、それを様々な地域福祉事業で役立てようとするもの。

第5章 計画の推進

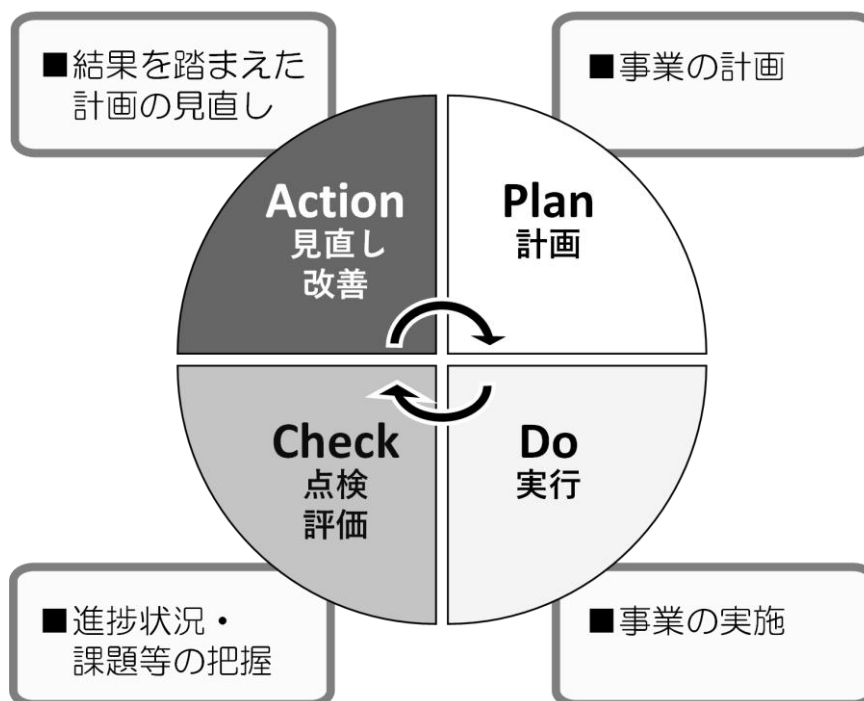
第1節 計画の推進体制

本計画は、市民をはじめ、渋川市社協、渋川市、関係団体、関係機関、ボランティア、民間企業などが協働・連携して推進します。

また、渋川市社協において、各取り組み内容の企画・実施と、年度ごとの事業評価を行います。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すマネジメント手法であるPDCAサイクルの考え方に基づき、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を適切に実施し、実効性のある計画の推進を目指します。



資料編

1 渋川市地域福祉活動計画策定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、渋川市における総合的かつ計画的な地域福祉の推進を目的とし、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が渋川市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するために必要な事項を定める。

(計画策定)

第2条 本会の会長(以下「会長」という。)は、渋川市民、地域団体及び行政等による自助、互助、共助及び公助により地域課題の解決を図るために、活動計画を策定するものとする。

(委員会への諮問)

第3条 会長は、活動計画を策定しようとするときは、第7条第1項に規定する委員会に諮問するものとする。

(報告)

第4条 会長は、活動計画を策定したときは、理事会及び評議員会へ報告しなければならない。

2 会長は、活動計画の実施状況を理事会及び評議員会へ報告しなければならない。

(整合)

第5条 活動計画の策定にあたっては、渋川市地域福祉計画との整合を図るものとする。

(公表)

第6条 会長は、活動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委員会)

第7条 活動計画の素案作成を行うため、渋川市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、会長の諮問を受け、活動計画の素案を作成し、答申するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は要領に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

2 渋川市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

敬称略

NO.	氏名	所属	備考
1	石北 智子	渋川市民生委員児童委員協議会	
2	富澤 孝明	渋川市老人クラブ連合会	委員長
3	藤井 竹恵子	渋川市ボランティア連絡協議会	
4	飯塚 秀利	渋川地区障害者福祉協議会	
5	眞下 宗司	渋川広域障害保健福祉事業者協議会	
6	飯島 八千代	渋川市人権擁護委員協議会	副委員長
7	鈴木 基晴	渋川市社会福祉法人連絡会	
8	森田 益男	渋川・北群馬保護区保護司会	
9	眞庭 裕一郎	群馬弁護士会	
10	清水 敏晶	群馬司法書士会	～令和5年3月31日
	清水 俊作		令和5年9月1日～
11	尾方 仁	群馬県社会福祉士会	
12	中野 正幸	渋川地区医師会	
13	高橋 勉	渋川・北群馬歯科医師会	
14	高橋 秀和	渋川市自治会連合会	～令和5年3月31日
	下田 源三		令和5年9月1日～
15	木嶋 千枝	市民委員	
16	阿部 泰博	渋川市小中学校校長会	～令和5年3月31日
	名塚 浩		令和5年9月1日～
17	生方 紫保	渋川市子ども会育成会連絡協議会	～令和5年3月31日
	狩野 一機		令和5年9月1日～
18	久保 直孝	渋川保健福祉事務所	
19	山田 由里	渋川市福祉事務所	

任期: 令和4年7月7日から令和6年3月31日まで

3 策定経過

○市民意識調査・関係団体への意見聴取・福祉活動に関する関係者アンケート調査

実施期間	主な内容
令和4年8月4日から9月9日	保護司会、人権擁護委員協議会、各地区の民生委員児童委員協議会など、地域福祉に関係する12団体・機関と意見交換を実施
令和4年8月31日から11月30日	地域福祉の課題や改善が必要なことを把握するため、地域助け合い活動推進協議体(第2層協議体)9団体から意見聴取
令和4年9月8日から9月30日	計画の評価及び見直しに向けて、18歳以上の市民3,000人を対象とした市民意識調査を実施
令和4年11月1日から11月25日	渋川市社協評議員の選出団体等46団体を対象とした、福祉活動に関する関係者アンケート調査を実施

○渋川市地域福祉活動計画策定委員会

開催期日	主な内容
令和4年7月7日(第1回)	・委員会について ・策定方針について ・諮問について
令和5年1月31日(第2回 文書審議)	・市民意識調査の結果について ・第2次活動計画評価について ・福祉活動に関する関係者アンケートの結果について
令和5年9月29日(第3回)	・第3次活動計画骨子(案)について
令和5年11月10日(第4回)	・第3次活動計画中間案について
令和6年1月26日(第5回)	・第3次活動計画最終案について ・答申について

○渋川市地域福祉活動計画策定検討会

渋川市社協の内部検討組織として、「渋川市地域福祉活動計画策定検討会」を開催し、計画内容の検討を行いました。

開催期日(回)			
令和4年7月13日	(第1回)	令和5年8月9日	(第4回)
令和4年10月25日	(第2回)	令和5年10月13日	(第5回)
令和5年1月25日	(第3回)	令和5年12月20日	(第6回)

第3次渋川市地域福祉活動計画
(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

発行 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会

〒377-0008

群馬県渋川市渋川1760番地1 渋川ほっとプラザ3階

TEL:0279-25-0500

FAX:0279-25-1721

ホームページ <http://shibukawa-csw.or.jp>



イラストは、ひきこもり就労支援事業の利用者が作成しました。

